

第5章 文化的景観における行為規制について

5-1 行為規制の概要

当文化的景観の選定申出範囲には、土地利用や景観形成等に関する既存の法令等により、文化的景観としての価値の保存に有効な行為規制が定められている（表5-1）。

したがって、文化的景観としての価値の保存に有効な土地利用や景観形成に関する行為規制について、これを遵守するものとする。

表5-1 土地利用等における行為規制の一覧(1/4)

行為規制の内容		根拠法令	行為規制範囲	許可・届出等	賞罰規定
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域における敷地面積 1000㎡以上の開発行為 市街化調整区域における原則すべての開発行為 	都市計画法	都市計画区域 (全市域) ※図5-1参照	許可	懲役 又は 罰金
建築物の新築・改築等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の新築、改築等 	都市計画法 建築基準法	都市計画区域 用途地域 防火指定 高度地区 特別用途地区 (観光地区) 都市計画施設の区域内における建築の制限 ※図5-1、5-2参照	申請	懲役 又は 罰金
	<ul style="list-style-type: none"> 土地の区画形質の変更 建築物の建築 その他政令で定める行為 ※表5-2に建築物等に関する制限を示す。	都市計画法 (岐阜市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例)	伊奈波地区 地区整備計画区域 ※図5-1参照	届出	罰金
	<ul style="list-style-type: none"> 建築物、工作物の新築、改築、増築又は移転 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 木竹の伐採 土石の類の採取 水面の埋立て又は干拓 建築物等の色彩の変更 屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積 ※表5-3に許可基準（一部抜粋）を示す。	都市計画法 (岐阜市風致地区条例)	金華山・長良川風致地区 (第1種風致地区 第2種風致地区) ※図5-2参照	許可	罰金

表 5-1 土地利用等における行為規制の一覧(2/4)

行為規制の内容		根拠法令	行為規制範囲	許可・届出等	賞罰規定
建築物の新築・改築等	<ul style="list-style-type: none"> 大規模建築物等の新築、増築、改築、移転、外観変更となる修繕・模様替、色彩の変更 【大規模建築物等】 建築物：5階、高さ20m、延べ面積3,000㎡のいずれかを越えるもの等 工作物：高さ20m、築造面積3,000㎡のいずれかを越えるもの等 	景観法 (岐阜市景観条例)	景観計画重要区域 (金華山・長良川区域) ※図 5-6 参照	届出	罰金
	<ul style="list-style-type: none"> 建築物・工作物の新築、増築、改築、移転、外観変更となる修繕・模様替、色彩の変更 		景観計画重要区域 (金華山・長良川区域のうち、「B,C地区」) ※図 5-6 参照	届出	罰金
	<ul style="list-style-type: none"> 建築物・工作物の新築、増築、改築、移転、外観変更となる修繕・模様替、色彩の変更 		景観計画重要区域 (金華区域) ※図 5-6 参照	届出	罰金
	<ul style="list-style-type: none"> 建築物、工作物の新築、改築、増築又は移転 建築物等の色彩の変更 		風致地区	届出	罰金
都市公園における行為	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園の損傷又は汚損 竹木の伐採又は植物の採取 土地の形質の変更 鳥獣及び魚類の捕獲又は殺傷 はり紙又ははり札 立入禁止区域への立入 その他都市公園の利用及び管理に支障のある行為 	都市公園法 (岐阜市都市公園条例)	都市公園区域 ※図 5-2 参照	禁止	過料
	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設による占用 			許可	懲役又は罰金
道路における行為	<ul style="list-style-type: none"> 電柱、広告塔等の工作物の占用、変更 水道管等の埋設物の占用、変更 鉄道等の施設の占用、変更 地下街、通路、浄化槽等の施設の占用、変更 露店等の施設の占用、変更等 	道路法	国道、県道、市道	許可	懲役又は罰金
河川における行為	<ul style="list-style-type: none"> 河川の流水の占用 土地の占用 土石や土石以外の河川の産出物の採取 工作物の新築、改築、又は除去 土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為 竹木の栽植若しくは伐採 	河川法	河川区域 ※図 5-3 参照	許可	懲役又は罰金
	<ul style="list-style-type: none"> 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 工作物の新築又は改築 		河川保全区域 ※図 5-3 参照	許可	懲役又は罰金

表 5-1 土地利用等における行為規制の一覧(3/4)

行為規制の内容	根拠法令	行為規制範囲	許可・届出等	賞罰規定
<ul style="list-style-type: none"> 立木・立竹の伐採 立木の損傷 家畜の放牧 下草、落葉若しくは落枝を採取 土石若しくは樹根の採掘 開墾その他の土地の形質を変更する行為 	森林法	保安林 ※図 5-3 参照	許可	懲役 又は 罰金
<ul style="list-style-type: none"> 砂防設備の損傷 砂防指定地内の河川、水路等への土石、砂れき、竹木、じんあいその他の物件をたい積、又は投棄 土石又は砂れきの採取 	砂防法 (岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例)	砂防指定地 ※図 5-3 参照	禁止	懲役 禁錮 又は 罰金
<ul style="list-style-type: none"> 砂防設備の使用 工作物の新築、改築又は除却 竹木の伐採(樹根の採取を含む)、又は滑下若しくは地引きによる運搬 土石、砂れき、竹木、じんあいその他の物件のたい積、又は投棄 土地の掘さく、盛土、開墾その他土地の形状の変更 土石若しくは砂れきの採取、又は鉱物の採掘 			許可	懲役 禁錮 又は 罰金
<p>山林における行為</p> <ul style="list-style-type: none"> 宅地以外の土地を宅地にするため、又は宅地において行う土地の形質の変更で次に掲げるもの 高さ2メートルをこえる「がけ」ができる切土 高さ1メートルをこえる「がけ」ができる盛土 切土と盛土による「がけ」が2mをこえるもの 切土または盛土をする土地の面積が、500平方メートルをこえるもの 	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域 ※図 5-3 参照	許可	懲役 又は 罰金
<ul style="list-style-type: none"> 建築物・工作物の新築、増築、改築 水面の埋め立て又は干拓 木竹の伐採 	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区 ※図 5-3 参照	許可	懲役 又は 罰金
<p>広告物に関する行為</p> <ul style="list-style-type: none"> 広告物の表示、又は掲出物件の設置 	屋外広告物法 (岐阜市屋外広告物条例)	禁止地域 (第1・2種低層住居専用地域、風致地区や都市公園、保安林、指定文化財周辺など)	禁止 (適用除外あり)	罰金
広告物規制地区 (金華地区、金華山・長良川地区) ※禁止地域等を除く		許可		

表 5-1 土地利用等における行為規制の一覧(4/4)

行為規制の内容		根拠法令	行為規制範囲	許可・届出等	賞罰規定
文化財に関する行為	【史跡】 ・現状を変更する行為及び保存に影響を及ぼす行為	文化財保護法	史跡岐阜城跡	許可	懲役 禁錮 又は 罰金
	【埋蔵文化財】 ・埋蔵文化財の調査のため土地を発掘しようとする場合 ・埋蔵文化財の調査以外の目的で土地を発掘しようとする場合		周知の埋蔵文化財包蔵地 ※図 5-4 参照	届出	
	【登録有形文化財】 ・滅失若しくはき損、又は亡失、盗難 ・輸出 ・現状を変更する行為		登録有形文化財(建造物)	届出	過料
	【市重要文化財】 ・現状を変更する行為及び保存に影響を及ぼす行為	文化財保護法 (岐阜市文化財保護条例)	岐阜市重要文化財	許可	
	【市重要文化財】 ・滅失若しくはき損、又は亡失、盗難、 ・所在場所変更			届出	

表 5-2 地区整備計画における建築物等に関する制限

地区名	制限される用途	最高高さ	形態・意匠	
			色彩・照明	屋外広告物
伊奈波地区 地区整備計画区域	風俗施設、遊戯施設、 運動施設、倉庫業倉庫、 工場、危険物の貯蔵・ 処理施設	20m	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩は派手な原色を避ける ・ネオンサイン、サーチライト等の制限 	<ul style="list-style-type: none"> ・派手な原色を避け、周囲の景観との調和 ・夜間照明への配慮 ・華美なネオン・点滅灯の制限

表 5-3 風致地区内行為における許可基準（一部抜粋）

種別	高さ	建ぺい率	外壁の後退距離		緑地率 (緑被率)	切土又は盛土の高さ
			道路に接する敷地の境界線	その他の敷地の境界線		
第1種風致地区	8m	10分の2	3m	1.5m	10分の5	3m
第2種風致地区	10m	10分の4	2m	1m	10分の3	5m

以上、文化的景観の選定申出範囲における既存の行為規制について整理した。川原町地区・旧城下町地区・鶯飼屋地区については、開発および建築物の新築・改築等といった現状を変更する行為に対し、その規制について都市計画法や景観法もしくは、岐阜県・岐阜市の条例により定められている。また、長良川地区については河川法、金華山地区については森林法・砂防法・鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律により、土砂の採取、木竹の伐採、建築物・工作物の伐採などの行為に対し、禁止および許可する事項を定めている。

岐阜市景観計画においては、市域全体が景観計画区域とされているが、当文化的景観の一次申出範囲に該当する部分は、景観計画重要区域（「金華区域」、「金華山・長良川区域」）として、景観保全のためより厳しい行為規制が定められている。

長良川については、「木曾川水系河川整備計画」において、河川の総合的な保全と利用の中に、流域の歴史、文化及び河川環境等の保全に配慮することが謳われている。金華山については、「長良川国有林の地域別森林計画書」や「長良川森林計画区 国有林野施業実施計画書」等において「自然観察教育林」として位置づけられ、実際の施業においては、景観に配慮した常緑樹の整理、見通しの良い落葉樹林を主とした林分への修景施業を行うこととしている。

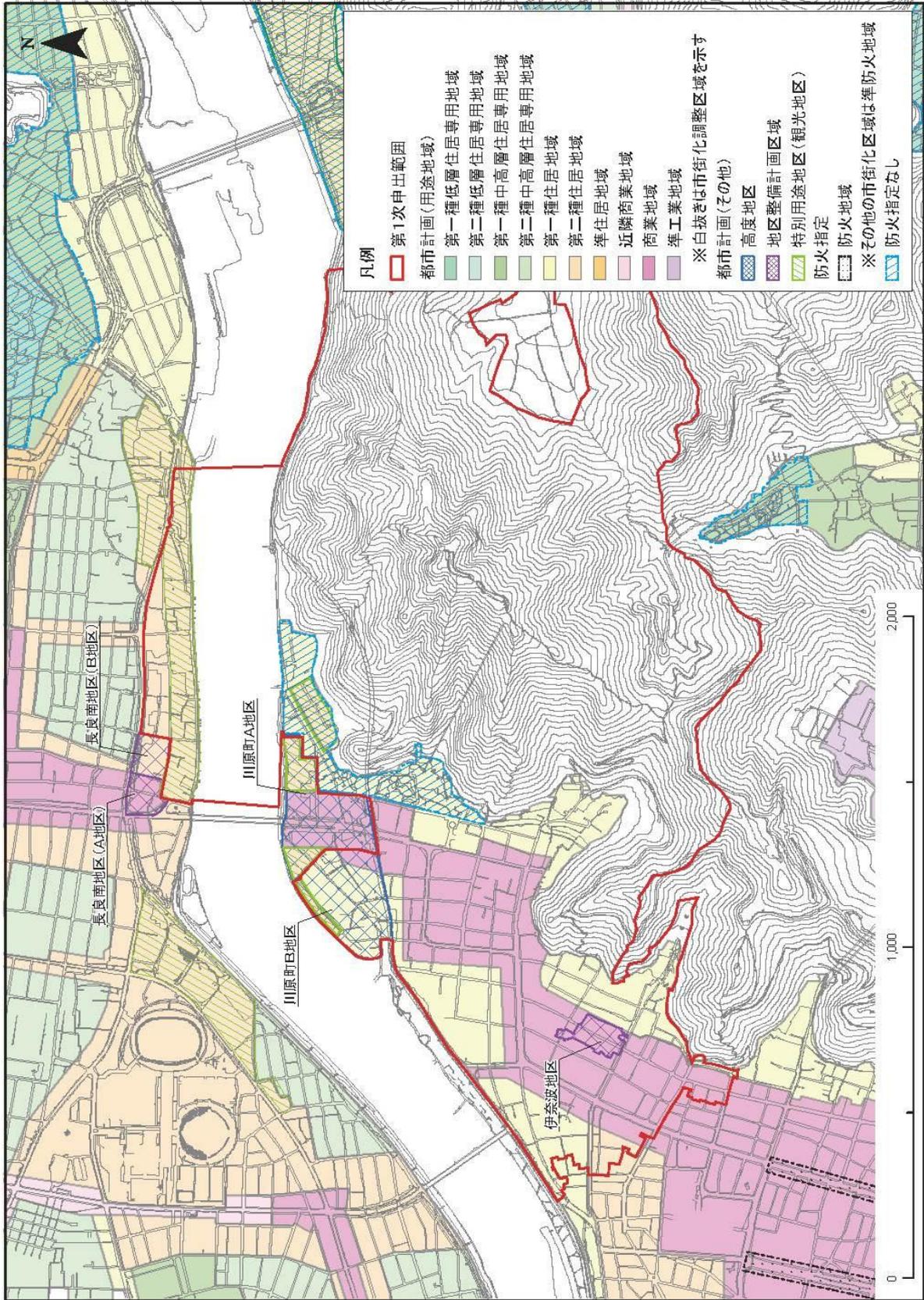


図 5-1 第 1 次選定申出範囲における土地利用規制状況① (都市計画法・建築基準法等)

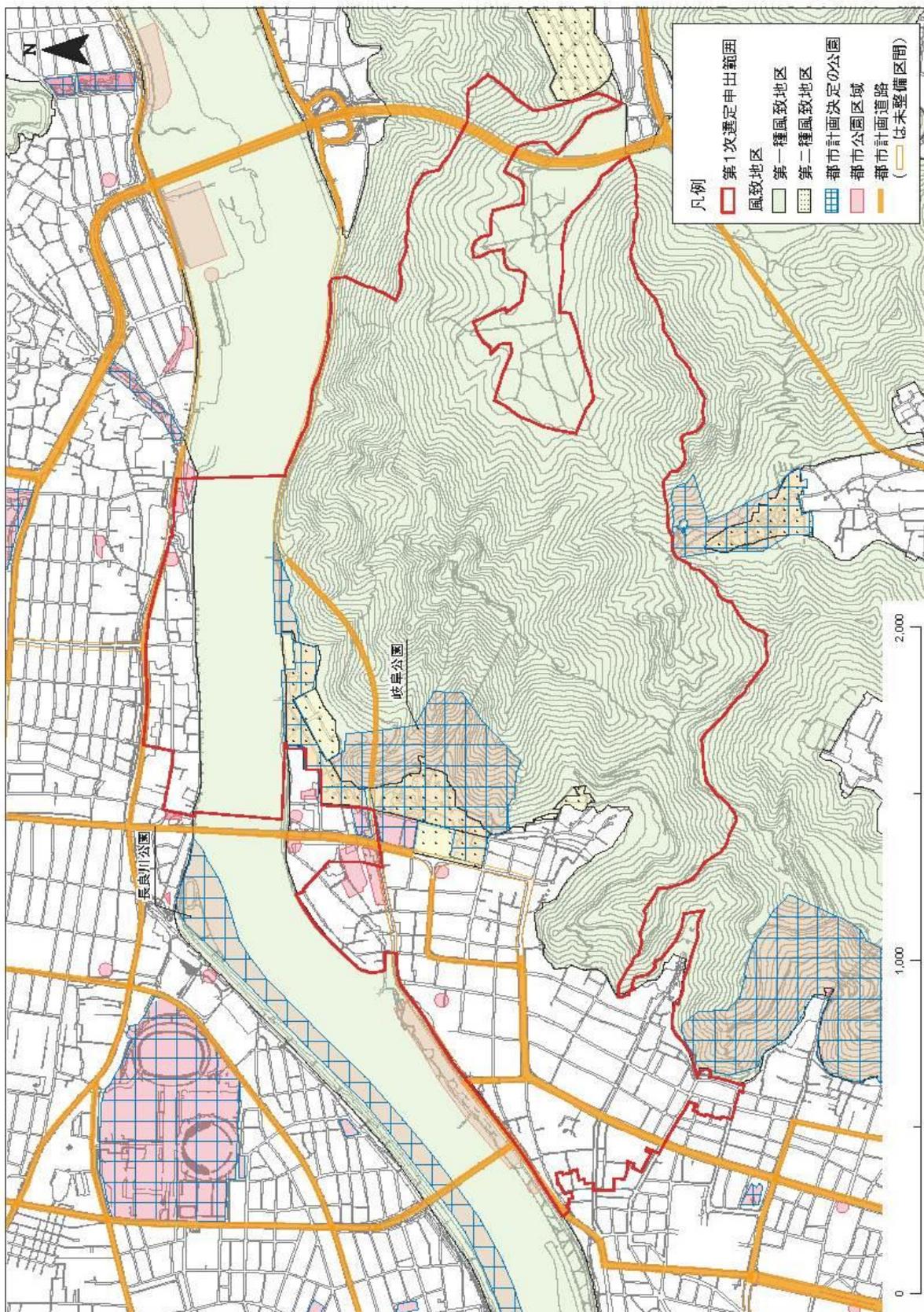


図5-2 第1次選定申出範囲における土地利用規制状況②(風致地区・都市計画施設等)

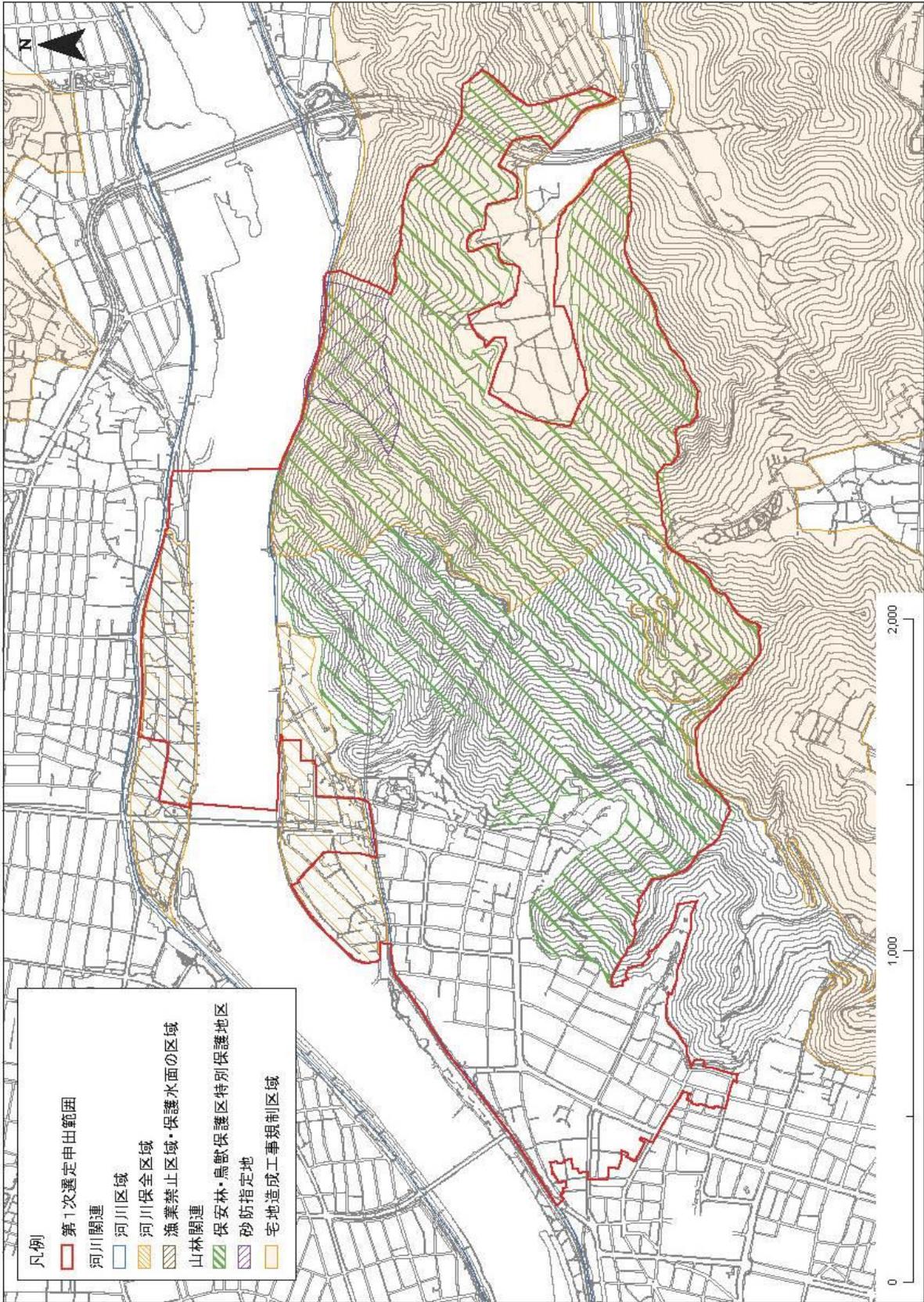


図 5-3 第 1 次選定申出範囲における土地利用規制状況 ③ (河川法・森林法関連等)

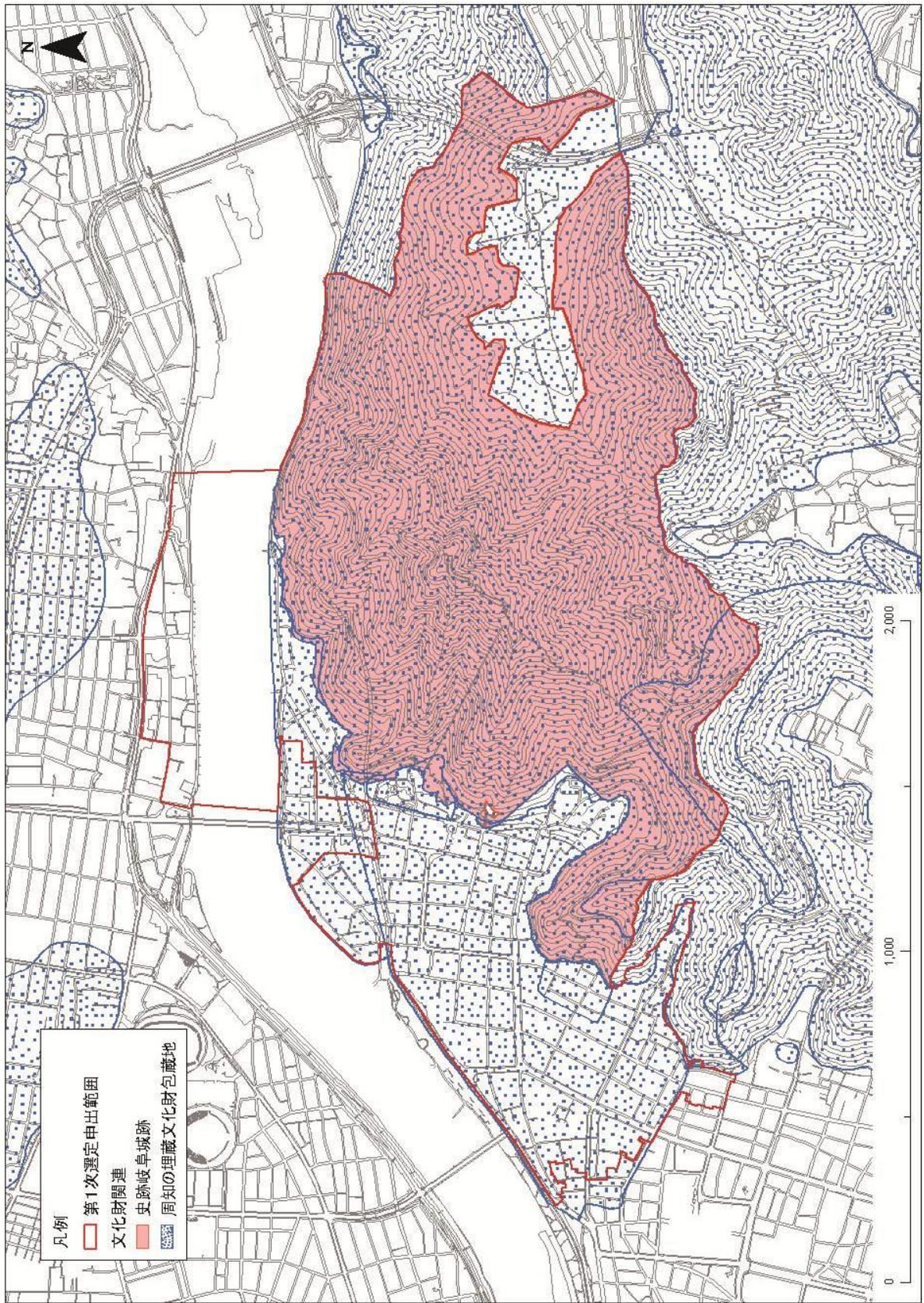


图 5-4 第 1 次選定申出範囲における土地利用規制状況 ④ (文化財保護法関連)

5-2 岐阜市景観計画の概要

当文化的景観の土地利用等における行為規制に関連し、文化的景観における景観形成の基本となるものとして、平成21年度から施行され、平成24年に変更された「岐阜市景観計画」が挙げられる。

「岐阜市景観計画」では、「**「美を愛で、美に和み、美に潤う岐阜のまち」**～自然と都市を調和させ、歴史と未来をつなぐ景観を創り出す～」を基本理念として、市域全域に共通する5つの基本方針のもと、景観形成を図る区域の設定や、建築行為等における景観形成の方針や行為制限に関する事項を定めることにより景観形成に取り組んでいる。

- 基本方針1 豊かな自然の景観を創る。
- 基本方針2 城下町の歴史的な景観を創る。
- 基本方針3 近過去の懐かしい景観を創る
- 基本方針4 未来へ発展する現代的な景観を創る
- 基本方針5 安全で快適な暮らしと周辺環境に調和した景観を創る

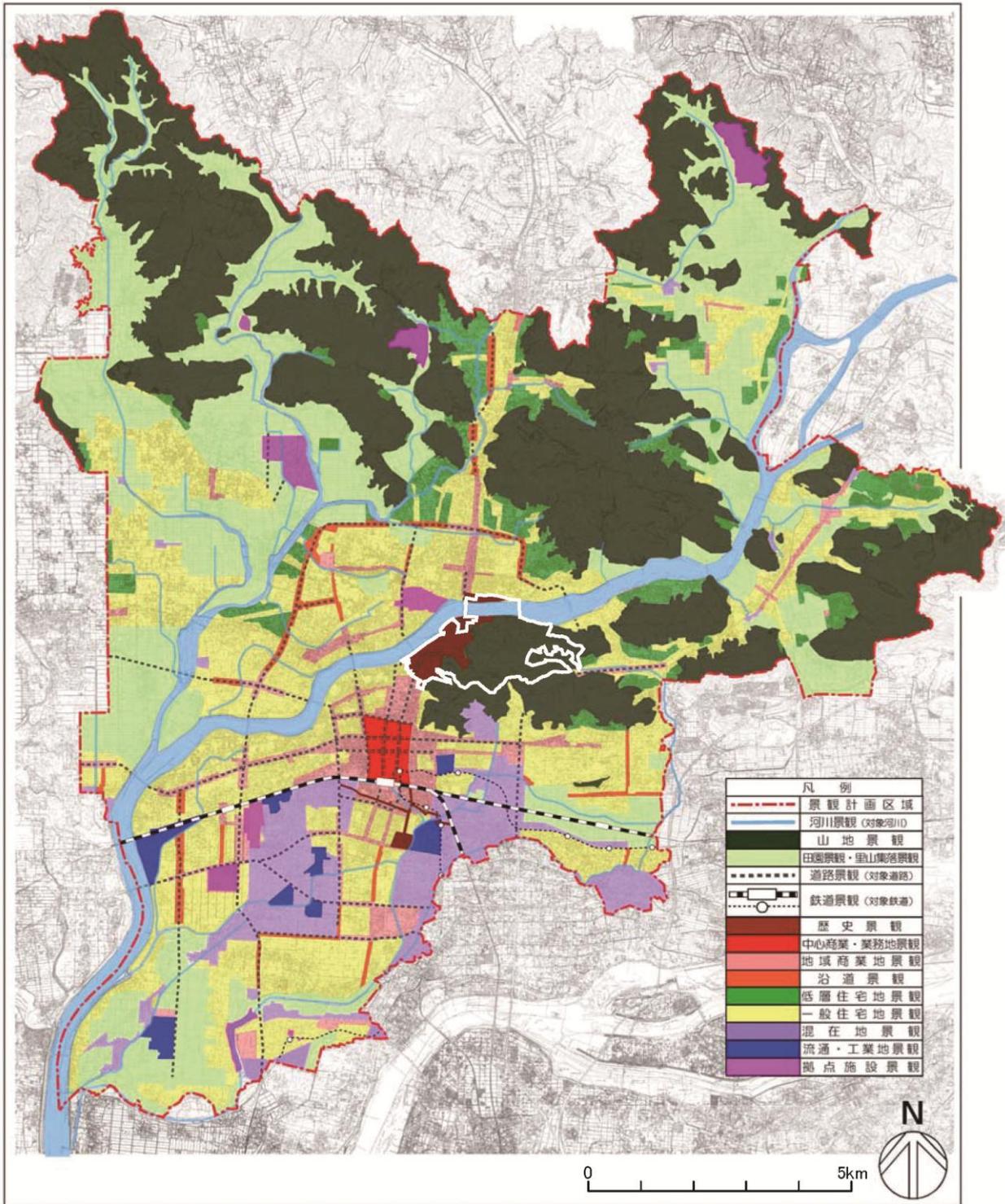
「岐阜市景観計画」では、市域全域を景観計画区域とし、景観形成の方針と景観形成基準を定めるとともに、景観特性に基づく類型別景観計画区域を区分し、各々の景観特性に応じた景観形成方針を定めている。

また、景観計画区域のうち、岐阜らしい景観を形成していくために特に重要な区域を「景観計画重要区域」として位置づけ、「金華区域」と「金華山・長良川区域」の2区域を定め、区域ごとにより詳細な方針や基準を定めている。

重要文化的景観として選定申出を行う範囲は、類型別景観計画区域では、「河川景観」、「山地景観」、「歴史景観」に該当するとともに、景観計画重要区域の「金華区域」と「金華山・長良川区域」の2区域に概ね内包される（表5-4、図5-5、図5-6参照）。

表5-4 選定申出範囲の地区と岐阜市景観計画における区域の位置付け

選定申出範囲	景観計画	
	類型別景観計画区域	景観計画重要区域
長良川地区	河川景観	金華山・長良川区域
金華山地区	山地景観	
旧城下町地区	歴史景観	金華区域
川原町地区		
鵜飼屋地区		金華山・長良川区域



【備考】類型別景観計画区域が重複する場合には、各景観形成方針を併せて適用する。

図 5-5 類型別景観計画区域図（「岐阜市景観計画」より転載、一部加筆）

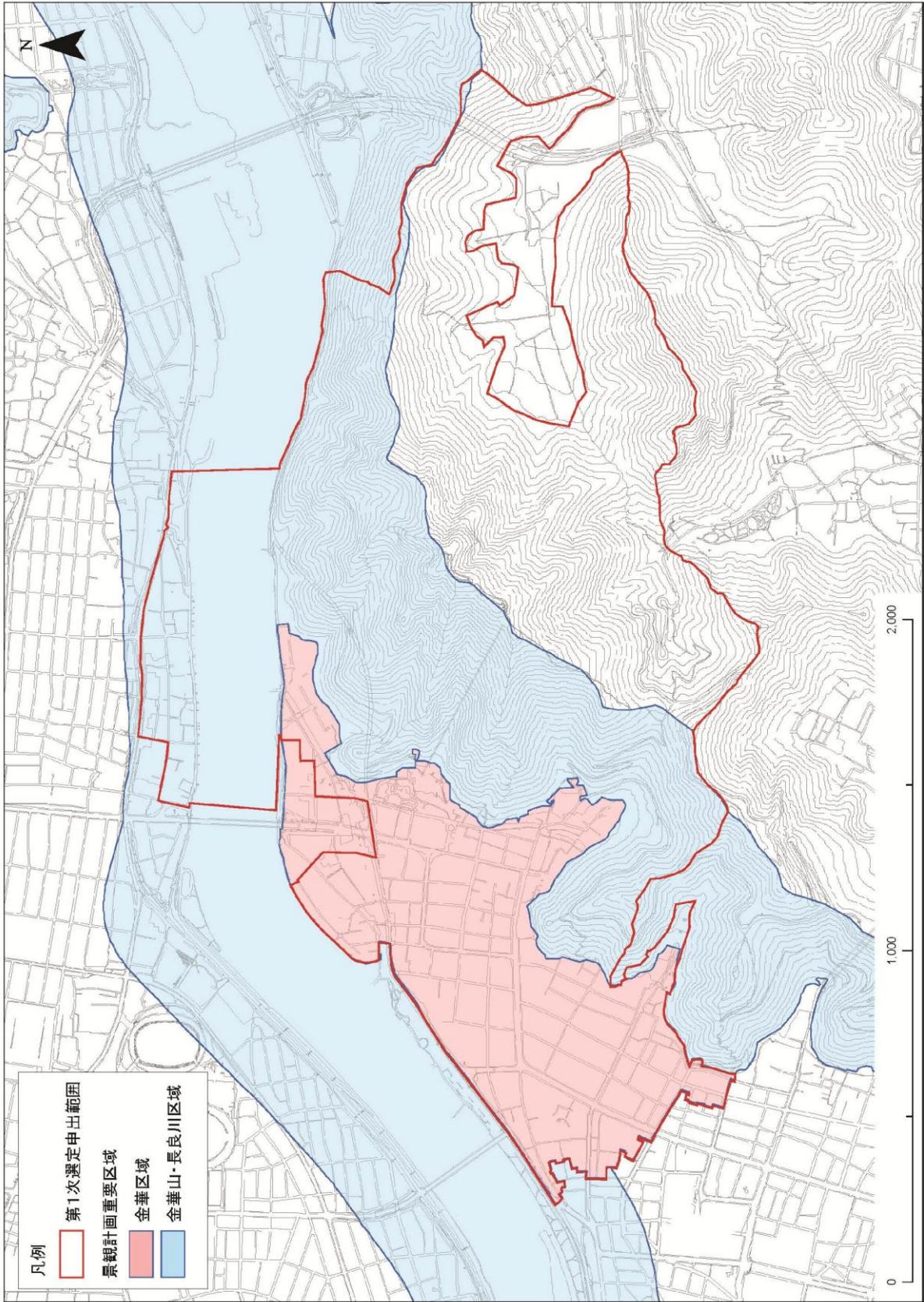


図 5-6 景観計画重要区域範囲 (選定申出範囲周辺)

表 5-5 類型別景観計画区域（河川景観、山地景観、歴史景観）における景観形成方針

河川景観（長良川については概ね長良川及び堤防天端の中心より 200mの区域）

項目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。 ・対岸からの眺望等に配慮し、水辺に顔を向けた建築物の形態意匠、配置とする。 ・主要な眺望点から、金華山や百々ヶ峰等の稜線や緑への見通しを極力確保できる高さ、配置とする。
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する色数は、できる限り少なくする。 ・木材や石材等の自然素材のような落ち着いた色彩を基調とする。
配置・外構	<ul style="list-style-type: none"> ・セットバック等により圧迫感を軽減させるとともに、緑化やオープンスペースの確保などにより開放感を創出する。 ・広がりのある河川景観を創出するため、オープンスペースを確保する。 ・塀、柵等を設置する場合は、圧迫感を与えない形態意匠、高さとする。
素材	<ul style="list-style-type: none"> ・木材や石材等の自然素材を積極的に利用する。 ・擁壁の仕上げは自然石又はこれに類するものとする。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵等の設置を行う。 ・周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。 ・擁壁の前面、上部には緑化等を行う。 ・駐車場は、周辺の自然景観と調和するよう、緑化により修景を行う。

山地景観（風致地区内の山地）

項目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・後背の山なみを意識し、極力勾配屋根とする。 ・過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。 ・主要な眺望点から、金華山や百々ヶ峰等の稜線や緑への見通しを極力確保できる高さ、配置とする。
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する色数は、できる限り少なくする。 ・木材や石材等の自然素材のような落ち着いた色彩を基調とする。
配置・外構	<ul style="list-style-type: none"> ・セットバック等により圧迫感を軽減させるとともに、緑化やオープンスペースの確保などにより開放感を創出する。 ・塀、柵等を設置する場合は、圧迫感を与えない形態意匠、高さとする。
素材	<ul style="list-style-type: none"> ・木材や石材等の自然素材を積極的に利用する。 ・擁壁の仕上げは自然石又はこれに類するものとする。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵等の設置を行う。 ・周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。 ・擁壁の前面、上部には緑化等を行う。 ・駐車場は、周辺の自然景観と調和するよう、緑化により修景を行う。

歴史景観（金華区域、鶉飼屋区域）

項目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的まちなみの連続性に配慮し、極力勾配屋根とする。 ・過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。 ・開口部の格子や一階に庇を設けるなどにより、伝統的で格式ある形態意匠とする。 ・隣り合う建築物と軒高、壁面線、スカイライン等を整え、連続性を保つ。 ・主要な眺望点から、金華山や百々ヶ峰等の稜線や緑への見通しを極力確保できる高さ、配置とする。
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する色数は、できる限り少なくする。 ・地域の伝統的な色彩を尊重し、落ち着いた色彩を基調とする。
配置・外構	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場については、まちなみの連続性に配慮し、塀、柵等を設置する。 ・自動販売機を設置する場合は、建築物等と一体化する等、周辺のまちなみと調和するよう工夫する。
素材	<ul style="list-style-type: none"> ・木材や漆喰、石、日本瓦等の伝統的な素材を積極的に利用する。

1) 景観計画重要区域（金華区域）

【良好な景観の形成に関する方針】

- ・伊奈波神社や正法寺等の歴史的資源を保全するとともに、周辺においてはそれらと調和した景観を形成する。
- ・川原町及び久屋町等の歴史的風情を湛える町家が連なるまちなみや、岐阜らしい趣ある建築物により形成される歴史的まちなみ景観を保全、創出する。
- ・三重塔や伊奈波神社、正法寺等の歴史的資源への眺めや金華山、長良川と一体となったまちなみとが織りなす美しい眺望景観を保全、創出する。
- ・長良川鶺鴒等の文化的景観の保全及びそれらと調和した景観を形成する。
- ・岐阜公園及びその周辺では、岐阜の歴史や自然を活かした景観を形成する。

表 5-6 景観計画重要区域における景観形成基準（指導助言基準）（1/2）

項 目		景観形成基準
基本事項	調和	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等が立地する場所の地形、歴史、文化的環境と安全で快適な環境づくりを踏まえ、中遠景や周辺のまちなみと調和した形態意匠、色彩、規模、配置とする。 ・個別の建築物等については、まとまりのある形態意匠とし、同一敷地内の複数の建築物等についても景観上の共通性、類似性を取り込んだまとまりのあるものとする。 ・公共公益施設や大規模な事業の実施にあたっては、周辺景観と調和し、本区域の魅力向上に寄与するような形態意匠、色彩とする。 ・歴史的まちなみや金華山、岐阜城、伊奈波神社、正法寺、三重塔への眺望景観と調和した高さとする。
	眺望等	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の配置は、主要な眺望点*から眺める金華山、岐阜城、伊奈波神社、正法寺、三重塔への見通しを極力確保する。 ・建築物等の形態意匠、色彩は、主要な眺望点から金華山、岐阜城、伊奈波神社、正法寺、三重塔を眺める景色に調和させる。 ・特に外部設備や屋上設備等の建築設備や屋上階段等は、極力目立たない形態意匠、色彩、配置、又は目かくしにより眺望景観に配慮する。 <p>※主要な眺望点：図5(主要な眺望点位置図)</p>
	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等を適正に維持管理する。
建築物・工作物の形態意匠	屋根形状	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的まちなみと調和した屋根形状とし、スカイラインの統一を図る。 ・歴史的まちなみの連続性に配慮し、極力勾配屋根とする。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な外壁面は、金華山や周辺の歴史的まちなみに調和するよう、適度に分節し、開口部の設置や壁面の段差等の変化、色彩の変化等により圧迫感を与えないようにする。
	誘目性	<ul style="list-style-type: none"> ・過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。 ・自動販売機には、過度に誘目性の高い外装部への絵、写真その他これらに類するものの書き込み、貼り付け等を行わないようにする。
	ファサード	<ul style="list-style-type: none"> ・開口部への格子や1階に庇を設けるなどにより、伝統的で格式のある形態意匠とし、周辺の歴史的まちなみと調和させる。 ・外壁がない立体駐車場は、ルーバー等の設置、樹木、生垣等の緑を配置することにより、構造物のうち道路に面する部分の過半が直接露出しないように修景する。 ・ベランダ等は、手摺壁の形態意匠等に工夫し、洗濯物等がなるべく通りから見えないようにする。
	壁面線・階層	<ul style="list-style-type: none"> ・隣り合う建築物等の軒高や壁面線、スカイライン等を整え、歴史的まちなみの連続性に配慮する。
	屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外階段やバルコニー等は、建築物等と一体的な形態意匠、色彩としたり、ルーバー等の目かくしにより修景する。
	外部設備	<ul style="list-style-type: none"> ・外部設備や屋上設備は露出しないようにする。やむを得ず露出する場合は、主要な通りや眺望点から容易に望見できないよう、配置を工夫したり、木製格子等による目かくし、緑化等により修景する。
	鉄柱・鉄塔	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話用アンテナ及びその柱等は集約化し、シンプルなものとするとともに、主要な通りや主要な眺望点から極力望見できない形態意匠、配置とする。
道路附帯施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停上屋(シェルター)、サイン等は、歴史的まちなみに調和した形態意匠とする。 	

表 5-6 景観計画重要区域における景観形成基準（指導助言基準）（2/2）

項目	景観形成基準
建築物・工作物の色彩	<p>基調色</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歴史的まちなみとの調和を保つよう、基調となる色彩は、蛍光色は避け無彩色及び茶系統の彩度の低い、つやのない落ち着いた色彩とする。やむを得ず彩度の高い色彩を利用する場合は、面積を抑え、効果的な使い方をとする。 ・建築物の屋根は、低彩度及び低明度を基調とする。 ・市域全域で届出を要する行為の建築物等については、基調となる色彩は、色相がR、YR、Y系は彩度4、それ以外の色相は彩度2以下とし、その他の建築物等については、基調となる色彩は、彩度4以下とする。ただし、建築物等の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分又は建築物の外壁面の20%未満の範囲で着色される部分の色彩については、この限りでない。 ・送電又は送信のための鉄塔・鉄柱(建築物等に附属する携帯電話用アンテナは除く)については、空が背景となる場合は無彩色の明度5.5から8程度とし、金華山等の山が背景となる場合は、落ち着いたYR系の色相を用いる。 ・建築物等に附属する携帯電話用アンテナを外壁面に設置する場合は、外壁の色彩と調和させ、上空に突出する部分については、上記と同様とする。
	<p>アクセントカラー等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する色彩や量は相互に調和する配色となるようバランスをとる。 ・コーポレートカラーやイメージカラー等は、彩度の高い色彩を大きな面積で用いることを避ける。
	<p>色数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する色数はできる限り少なくする。
	<p>地域色・伝統色</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な色彩を尊重し、周辺のまちなみと色彩を調和させる。
	<p>配色調和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する色彩は、敷地内の個々の建築物等と調和させ、バランスのとれた配色とする。
配置外構	<p>連続性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平面駐車場等について、まちなみの連続性に配慮し、門、塀等を設置する。
	<p>附属建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築設備や駐車場、駐輪場、ゴミ集積所等は、極力建築物と一体化した形態とし、通りやその他の公共の場所から見えないようにする。やむを得ず見える場所に配置する場合は、目かくし、緑化等により修景する。
	<p>自動販売機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機を設置する場合は、建築物等との一体化や周辺のまちなみと調和するよう工夫する。
素材	<p>耐久性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経年変化に耐え、汚れが目立たない素材を使用する。
	<p>維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃等の維持管理のしやすい素材を使用する。
	<p>質感</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材や漆喰、石、日本瓦等の伝統的な素材を積極的に利用する。 ・建具は木製又は落ち着いた色のカラーサッシ又はこれに類するものとする。
	<p>光沢性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金属やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観と調和させるようにする。
緑化	<p>全体構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹種、樹高、樹姿、緑量、植栽位置、植栽手法等について周辺に合わせた緑化とする。
	<p>配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内には、低・中・高木を適切に配置する。
	<p>緑量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市域全域において届出対象行為となる建築物の敷地内には、原則として敷地面積から建築面積及び築造面積を除いた面積に対する緑地面積の割合が10分の1以上となるよう緑地面積を確保する。
	<p>樹種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推奨種を用いる。 ・社寺林や保存樹、既存樹林等を保全する。
	<p>季節感</p> <ul style="list-style-type: none"> ・季節を感じることができるような植栽を行う。
照明	<p>光量・色彩・方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜城(金華山)、長良川の夜間景観を損なうような過度な明るさやげげばしい色彩の照明を用いない。 ・露出したネオン管、レーザー光線、LEDによる映像等の過度な照明は設置しない。
	<p>点滅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・華美なネオンやげげばしく点滅する照明は設置しない。
橋梁・水門等	<p>全体構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観に配慮した形態意匠、色彩とする。
	<p>設備管等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水管等は目立たない位置に設ける。 ・照明灯、欄干、ゲート、支柱、床仕上げ材等は、歴史的まちなみや自然景観、連続性に配慮した形態意匠、色彩とする。
<p>仮設物等</p>	<p>形態・色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮囲い等の工事用仮設物や仮設建築物などは、歩行者の安全に配慮するとともに、良好な景観を損なわないような、形態意匠、色彩、配置とする。

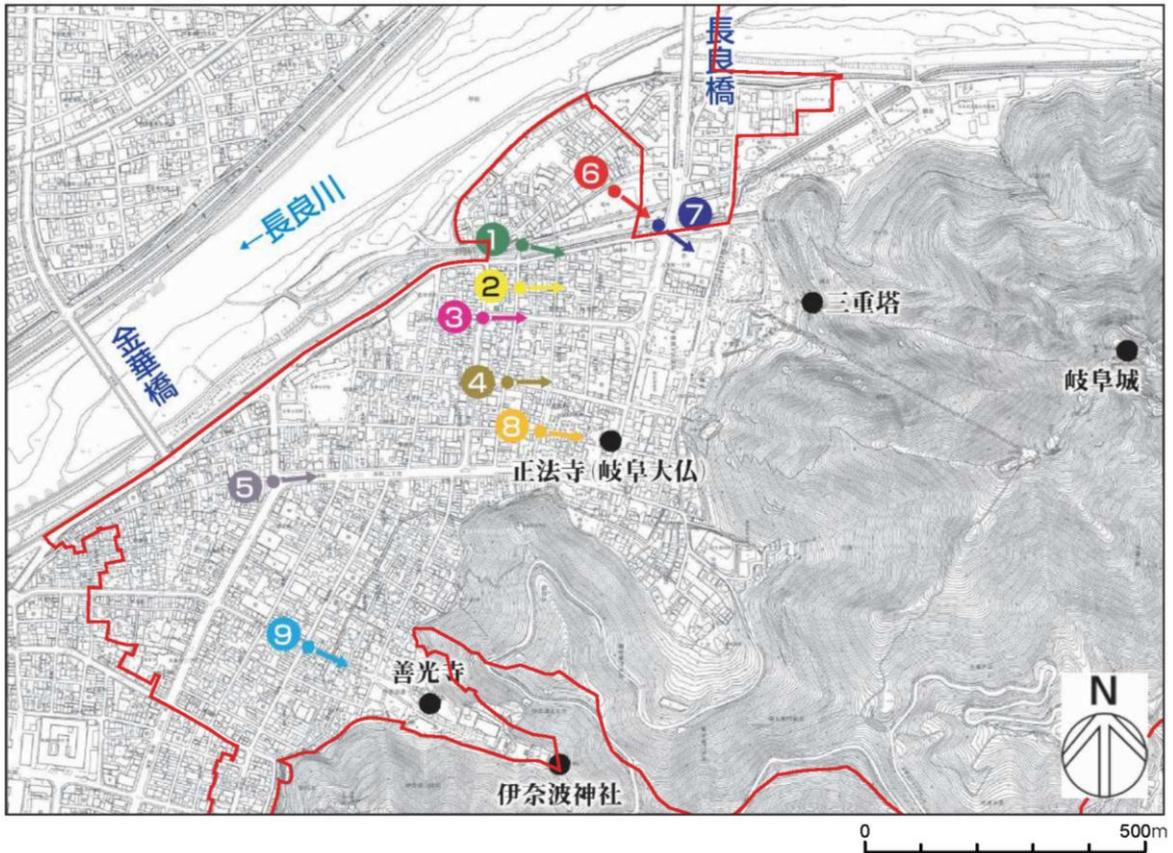


図 5-7 主要な眺望点位置図（「岐阜市景観計画」より転載、一部加筆）

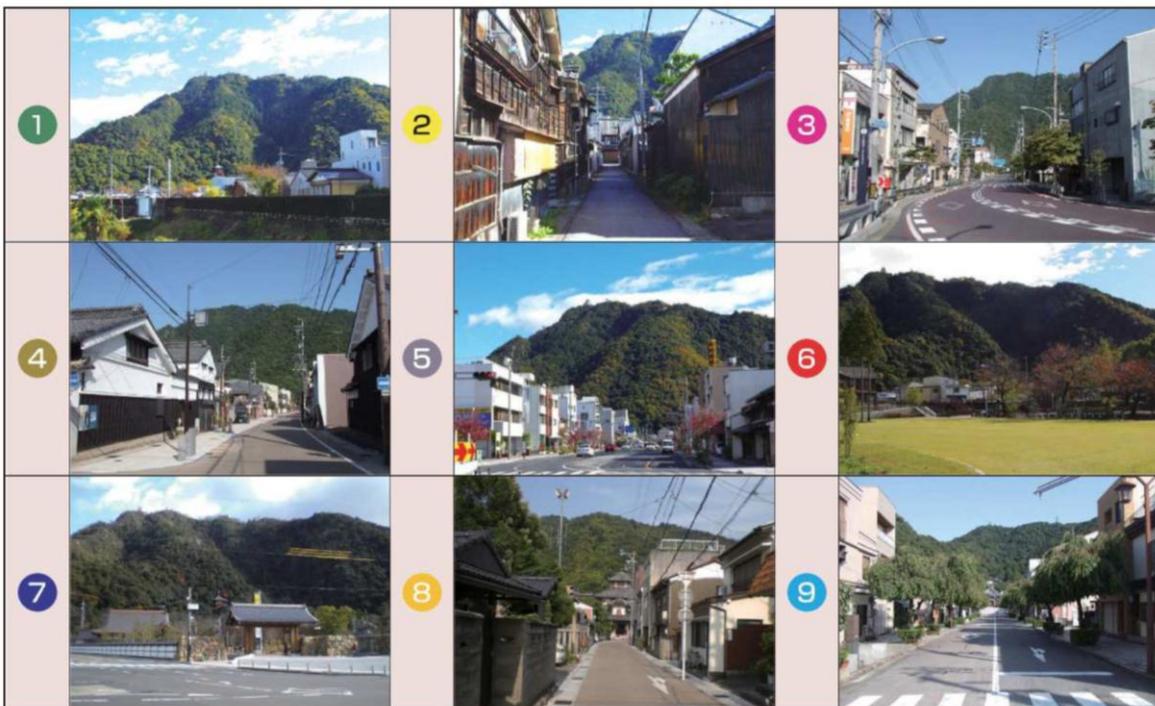


図 5-8 主要な眺望点からの眺め（「岐阜市景観計画」より転載）

表 5-7 景観計画重要区域における景観形成基準（勧告基準）（図 5-9 に示すゾーンごとに示す）

項目	景観形成基準		
地区名	A 地区	B 地区	C 地区
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物前面（道路側）において、異質な形態意匠、色彩、素材を用いる等、外壁のデザインの統一感を妨げ、不調和としたとき。 ・自然資源や歴史・文化的資源の近傍やその周辺において、異質な形態意匠、色彩、素材、規模、配置とする等、良好な眺望景観を阻害したとき。 ・きらびやかなネオンサイン、光源が点滅し、又は移動する照明、サーチライト、レーザー光線等過度に明るい照明設備を設置したとき。 		
建築物等の高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・高度地区の制限による。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の高さが 20m を超えるとき。ただし、敷地内において道路沿いに門等による修景整備がされ、道路境界までの距離が一定以上離れている建築物等（高さ 10 m 以下の建築物等は、除く）にあつては、市長が岐阜市景観審議会の意見を聴き、景観上配慮を行ったと認めた場合は、建築物等の高さが 25m を超えるときとする。上記について、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内の場合においては、その部分の高さは、2m までは、当該建築物の高さに参入しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区の制限による。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・地階を除く階数が 6 階以上若しくは地上からの高さが 20m を超える又は延べ面積（地階を除く各階の床面積の合計）が 3,000 m² を超える建築物の新築、増築、改築または移転をするとき、敷地面積から建築面積及び築造面積を除いた面積に対する緑地面積の割合が 10 分の 1 未満となるとき。ただし、岐阜市景観審議会の意見を聴いて、市長が認めるときは、この限りでない。 		<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区の制限による。
備考			

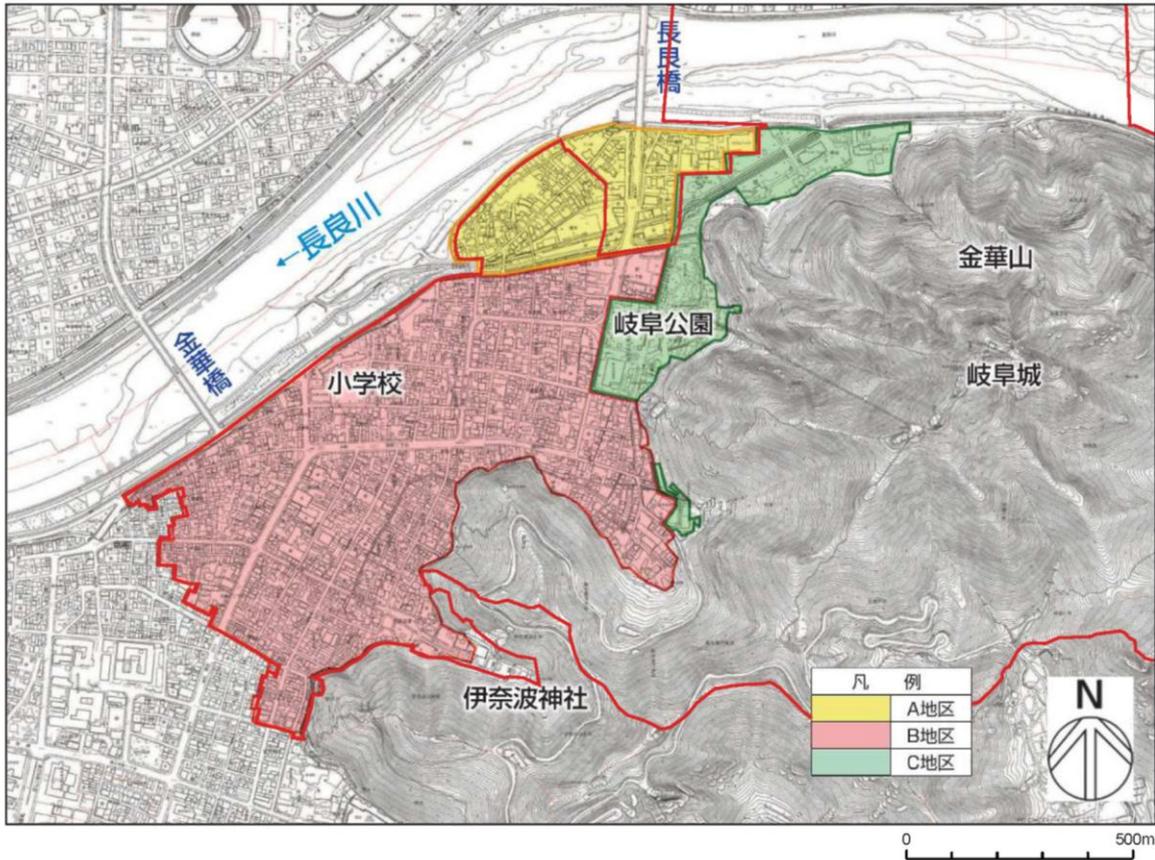


図 5-9 金華区域ゾーン図（「岐阜市景観計画」より転載、一部加筆）

表 5-8 景観計画重要区域における景観形成基準（変更命令基準）

項目	景観形成基準
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・市域全域で届出を要する行為の建築物等の基調となる色彩は、色相が R、Y R、Y 系は彩度 4、それ以外の色相は彩度 2 より高い場合、その他の建築物等の基調となる色彩は彩度 4 より高い場合。ただし、建築物等の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分又は建築物の外壁面の 20% 未満の範囲で着色される部分の色彩については、この限りでない。

2) 景観計画重要区域（金華山・長良川区域）

【良好な景観の形成に関する方針】

- ・金華山、百々ヶ峰等の山々や長良川の美しい自然景観を保全する。
- ・金華山、百々ヶ峰等の山々や長良川と市街地とが織りなす美しい眺望景観を保全する。
- ・長良川鶉飼等の文化的景観の保全及びそれらと調和した景観を形成する。
- ・自然と調和した落ち着いた雰囲気のみちなみ景観を保全・創出する。

表 5-9 景観計画重要区域における景観形成基準（指導助言基準）（1/2）

項 目		景観形成基準
基本事項	調和	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等が立地する場所の地形、歴史、文化的環境と安全で快適な環境づくりを踏まえ、中遠景や周辺のまちなみと調和した形態意匠、色彩、規模、配置とする。 ・個別の建築物等については、まとまりのある形態意匠とし、同一敷地内の複数の建築物等についても景観上の共通性、類似性を取り込んだまとまりのあるものとする。 ・公共施設や大規模な事業の実施にあたっては、周辺景観と調和し、本区域の魅力向上に寄与するような形態意匠、色彩とする。 ・長良川や金華山、百々ヶ峰の美しい自然景観を阻害しない高さとする。
	眺望等	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の配置は、主要な眺望点*から眺める長良川、金華山、岐阜城、百々ヶ峰への見通しを極力確保する。 ・建築物等の形態意匠、色彩は、主要な眺望点から長良川、金華山、岐阜城、百々ヶ峰を眺める景色に調和させる。 ・外部設備や屋上設備等の建築設備や屋上階段等は、極力目立たない形態意匠、色彩、配置、又は目かくしにより眺望景観に配慮する。 <p>※主要な眺望点：図 7(主要な眺望点位置図)</p>
	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等を適正に維持管理する。
建築物・ 工作物の 形態意匠	屋根形状	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観やまちなみと調和した屋根形状とし、スカイラインの統一を図る。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な外壁面は、長良川や金華山等周辺の景観に調和するよう、適度に分節し、開口部の設置や壁面の段差等の変化、色彩の変化等により圧迫感を与えないようにする。
	誘目性	<ul style="list-style-type: none"> ・過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。 ・自動販売機に過度に誘目性の高い外装部への絵、写真その他これらに類するものの書き込み、貼り付け等で周辺の景観やまちなみを乱さないようにする。
	ファサード	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁がない立体駐車場は、ルーバー等の設置、樹木、生垣等の緑を配置することにより、構造物のうち道路に面する部分の過半が直接露出しないように修景する。 ・ベランダ等は、手摺壁の形態意匠等に工夫し、洗濯物等がなるべく通りから見えないようにする。
	屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外階段やバルコニー等は、建築物等と一体的な形態意匠、色彩に配慮したり、ルーバー等の目かくしにより修景する。
	外部設備	<ul style="list-style-type: none"> ・外部設備や屋上設備（空調室外機、水タンクなど）は露出しないようにする。やむを得ず露出する場合は、金華山等の眺望に配慮や配置を工夫したり、格子等による目かくしや緑化等により修景する。
	鉄柱・鉄塔	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話用アンテナ及びその柱等は集約化し、シンプルなものとするとともに、主要な通りや主要な眺望点から極力望見できない形態意匠、配置とする。
	道路附帯 施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停上屋（シェルター）、サイン等は、周辺景観に調和した形態意匠とする。

表 5-9 景観計画重要区域における景観形成基準（指導助言基準）（2/2）

項目	景観形成基準
建築物・工作物の色彩	<p>基調色</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和を保つよう、基調となる色彩は、蛍光色は避け無彩色及び茶系統の彩度の低い、つやのない落ち着いた色彩とする。やむを得ず彩度の高い色彩を利用する場合は、面積を抑え、効果的な使い方をとする。 ・建築物の屋根は、低彩度及び低明度を基調とする。 ・基調となる色彩は、色相がR、YR、Y系は彩度4以下、それ以外の色相は彩度2以下とする。ただし、建築物等の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分又は建築物の外壁面の20%未満の範囲で着色される部分の色彩については、この限りでない。 ・送電又は送信のための鉄塔・鉄柱（建築物等に附属する携帯電話用アンテナは除く）については、空が背景となる場合は無彩色の明度5.5から8程度とし、金華山等の山が背景となる場合は、落ち着いたYR系の色相を用いる。 ・建築物等に附属する携帯電話用アンテナを外壁面に設置する場合は、外壁の色彩と調和させ、上空に突出する部分については、上記と同様とする。 ・その他工作物などについては、自然景観及び眺望景観に配慮し、周辺の景観に調和するものとする。
	<p>アクセントカラー等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する色彩や量は相互に調和する配色となるようバランスをとる。 ・コーポレートカラーやイメージカラー等は、彩度の高い色彩を大きな面積で用いることを避ける。
	<p>色数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する色数はできる限り少なくする。
	<p>配色調和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する色彩は、敷地内の個々の建築物等と調和させ、バランスのとれた配色とする。
配置外構	<p>連続性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平面駐車場等について、まちなみの連続性に配慮し、門、塀等を設置する。
	<p>附属建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築設備や駐車場、駐輪場、ゴミ集積所等は、極力建築物と一体化した形態とし、通りやその他の公共の場所から見えないようにする。やむを得ず見える場所に配置する場合は、目くしや緑化等により修景する。
	<p>自動販売機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機を設置する場合は、建築物等との一体化や周辺の景観とまちなみに調和するよう工夫する。
素材	<p>耐久性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経年変化に耐え、汚れが目立たない素材を使用する。
	<p>維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃等の維持管理のしやすい素材を使用する。
	<p>質感</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材、石、日本瓦等の伝統的な素材及び格子などのデザインを積極的に取り入れる。 ・建具は木製又は落ち着いた色のカラーサッシ又はこれに類するものとする。
	<p>光沢性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金属やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観と調和させるようにする。
緑化	<p>全体構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹種、樹高、樹姿、緑量、植栽位置、植栽手法等について周辺に合わせた緑化とする。
	<p>配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内には、低・中・高木を適切に配置する。
	<p>緑量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市域全域において届出対象行為となる建築物の敷地内には、原則として敷地面積から建築面積及び築造面積を除いた面積に対する緑地面積の割合が10分の1以上となるよう緑地面積を確保する。
	<p>樹種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推奨種を用いる。 ・社寺林や保存樹、既存樹林等を保全する。
	<p>季節感</p> <ul style="list-style-type: none"> ・季節を感じることができるような植栽を行う。
	<p>維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の緑化推進、既存樹木の保存、育成及び適切な維持管理を行う。
照明	<p>光量・色彩・方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜城（金華山）、長良川の夜間景観を損なうような過度な明るさやげげばしい色彩の照明を用いない。 ・露出したネオン管、レーザー光線、LEDによる映像等の過度な照明は設置しない。 ・千鳥橋から金華橋までの長良川流域では、鶴飼実施の際、消灯、遮光する。
	<p>点滅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・華美なネオンやげげばしく点滅する照明は設置しない。
橋梁・水門等	<p>全体構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観に配慮した形態意匠、色彩とする。
	<p>設備管等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水管等は目立たない位置に設ける。 ・照明灯、欄干、ゲート、支柱、床仕上げ材等は、自然景観や連続性に配慮した形態意匠、色彩とする。
仮設物等	<p>形態・色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮囲い等の工事用仮設物や仮設建築物などは、歩行者の安全に配慮するとともに、良好な景観を損なわないような、形態意匠、色彩、配置とする。



図 5-10 主要な眺望点位置図（「岐阜市景観計画」より転載、一部加筆）

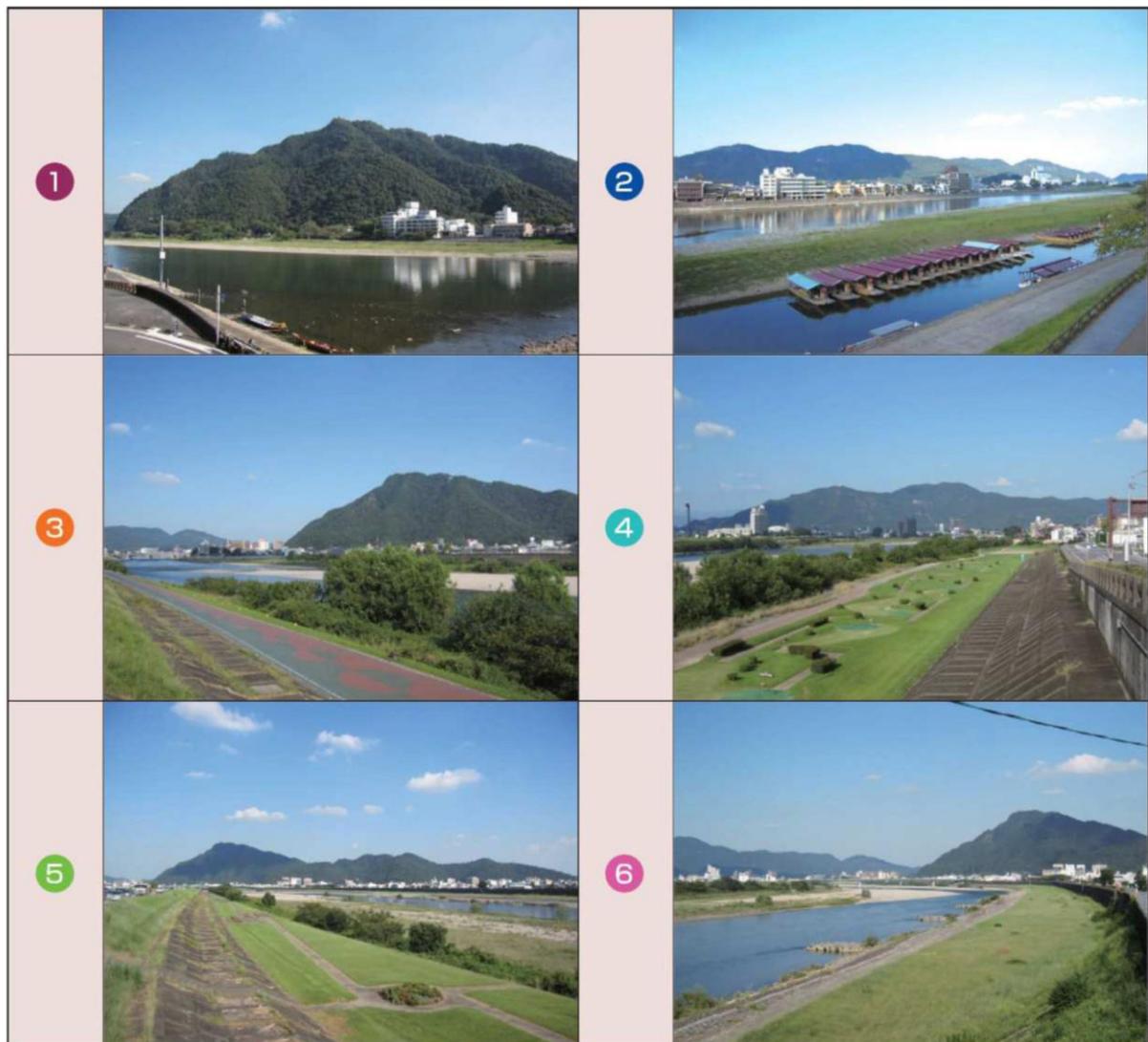


図 5-11 主要な眺望点からの眺め（「岐阜市景観計画」より転載）

表 5-10 景観計画重要区域における景観形成基準（勧告基準）（図 5-12 に示すゾーンごとに示す）

項目	景観形成基準					
	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物前面（道路側）において、異質な形態意匠、色彩、素材を用いる等、外壁のデザインの統一感を妨げ、不調和となるとき。 ・自然資源や歴史・文化的資源の近傍やその周辺において、異質な形態意匠、色彩、素材、規模、配置とする等、良好な眺望景観を阻害するとき。 ・きらびやかなネオンサイン、光源が点滅し、又は移動する照明、サーチライト、レーザー光線等過度に明るい照明設備を設置したとき。 					
建築物等の高さ	建築物等の高さが 34 m を超えるとき。 上記について、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内の場合においては、その部分の高さは、2m までは、当該建築物の高さに参入しない。 第 1 種低層住居専用地域内は、その制限による。	建築物等の高さが 20 m を超えるとき。	建築物等の高さが 10 m を超えるとき。	長良南町地区地区計画の制限による。	—	風致地区の制限による。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・地階を除く階数が 6 階以上若しくは地上からの高さが 20m を超える又は延べ面積（地階を除く各階の床面積の合計）が 3,000 m² を超える建築物の新築、増築、改築または移転をするとき、敷地面積から建築面積及び築造面積を除いた面積に対する緑地面積の割合が 10 分の 1 未満となるとき。 <p>ただし、岐阜市景観審議会の意見を聴いて、市長が認めるときは、この限りでない。</p>					風致地区の制限による。
備考						

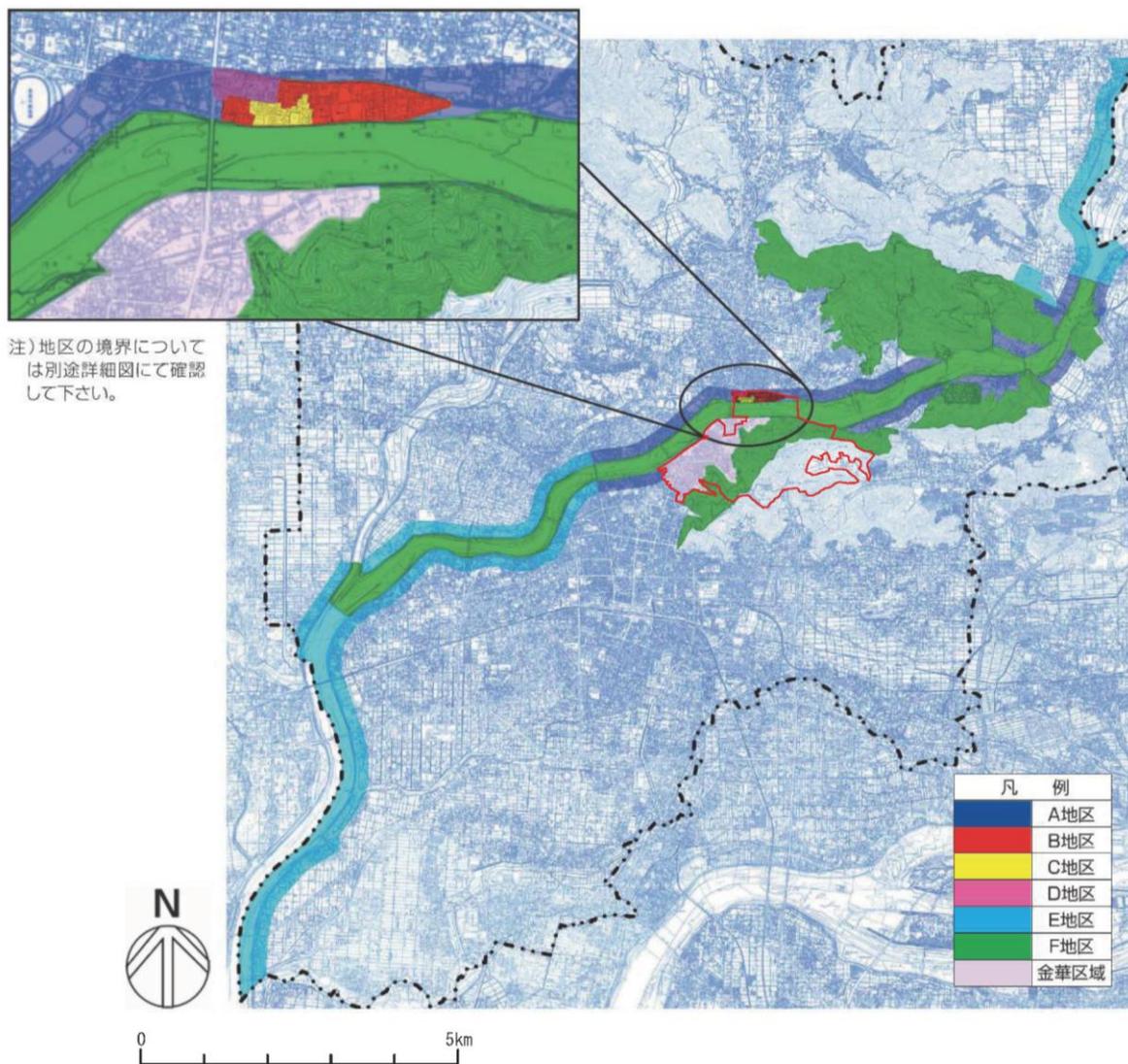


図 5-12 金華山・長良川区域ゾーン図（「岐阜市景観計画」より転載、一部加筆）

表 5-11 景観計画重要区域における景観形成基準（変更命令基準）

項目	景観形成基準
建築物・ 工作物の 色彩	・基調となる色彩が、色相がR、YR、Y系は彩度4、それ以外の色相は彩度2より高いとき。ただし、建築物等の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分又は建築物の外壁面の20%未満の範囲で着色される部分の色彩については、この限りでない。

5-3 文化的景観と他法令及び補助制度との関係

文化的景観の各地区及び重要な構成要素と、他法令及び補助制度との関係を表 5-11、図 5-13、図 5-14 に示す。

表 5-11 各地区における土地利用等の行為規制範囲 (1/2)

根拠法令	行為規制範囲	地区区分				
		長良川地区	金華山地区	旧城下町地区	川原町地区	鶺鴒屋地区
都市計画法	都市計画区域	全域	全域	全域	全域	全域
都市計画法 建築基準法	用途地域	(市街化調整区域)	(市街化調整区域)	第一種住居地域 第二種住居地域 商業地域	第一種住居地域 第二種住居地域 商業地域	第二種住居地域
	高度地区	—	—	—	全域 (川原町B地区)	—
	防火指定	—	—	準防火地域 (一部を除く)	準防火地域 (一部を除く)	準防火地域
	特別用途地区 (観光地区)	—	—	—	一部	一部
	都市計画施設の区域内における建築の制限	各地区における都市計画施設				
都市計画法 市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例	地区整備計画区域	—	—	一部 (伊奈波地区地区整備計画区域)	—	—
都市計画法 市風致地区条例	風致地区 (第1種・第2種)	全域 (第1種)	全域 (第1種)	一部 (第2種)	一部 (第2種)	—
景観法 市景観条例	景観計画区域	全域	全域	全域	全域	全域
	景観計画重要区域 金華山・長良川区域	全域	一部を除く 全域	—	—	全域
	景観計画重要区域 金華区域	—	—	全域	全域	—
都市公園法 市都市公園条例	都市公園区域	各地区における都市公園区域				
道路法	国道、県道、市道	一部	一部	一部	一部	一部
河川法	河川区域	全域	—	—	一部	一部
	河川保全区域	—	—	—	一部	一部
森林法	保安林	—	全域	—	—	—
砂防法 県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例	砂防指定地	—	一部	—	—	—

表 5-11 各地区における土地利用等の行為規制範囲 (1/2)

根拠法令	行為規制範囲	地区区分				
		長良川地区	金華山地区	旧城下町地区	川原町地区	鶉飼屋地区
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	—	一部	—	—	—
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区	—	全域	—	—	—
屋外広告物法 市屋外広告物条例	禁止地域	全域 (風致地区)	全域 (風致地区)	一部 (岐阜公園)	一部 (岐阜公園)	—
	広告物規制地区	—	—	全域	全域	全域
文化財保護法	史跡岐阜城跡	—	一部を除く 全域	一部	—	—
	周知の埋蔵文化財 包蔵地	—	一部	全域	全域	—
	登録有形文化財 (建造物)	—	1件	3件	4件	—
市文化財保護条例	市重要文化財 (建造物)	—	—	3件	—	—

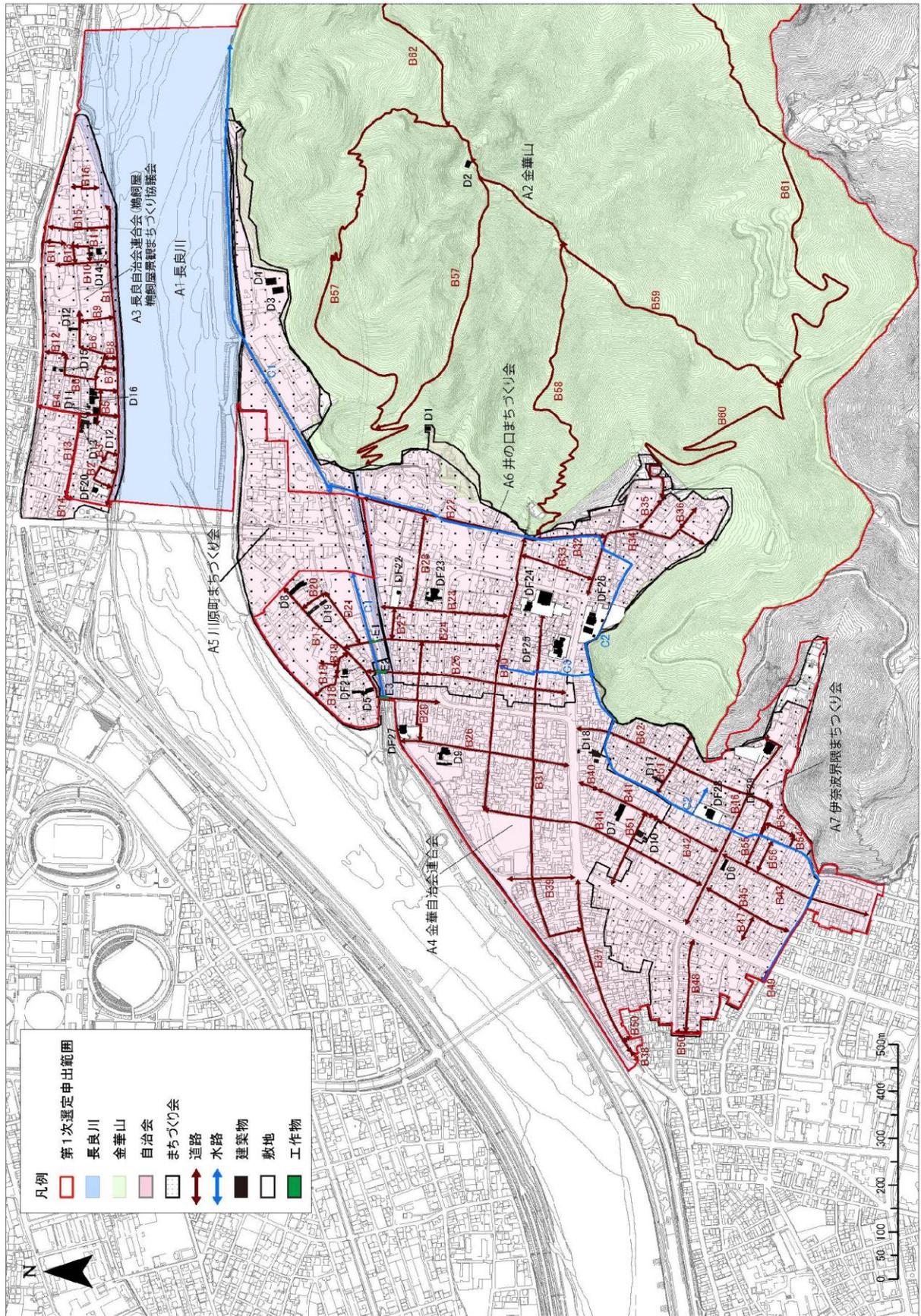


図 5-13 一次選定申出における重要な構成要素位置図

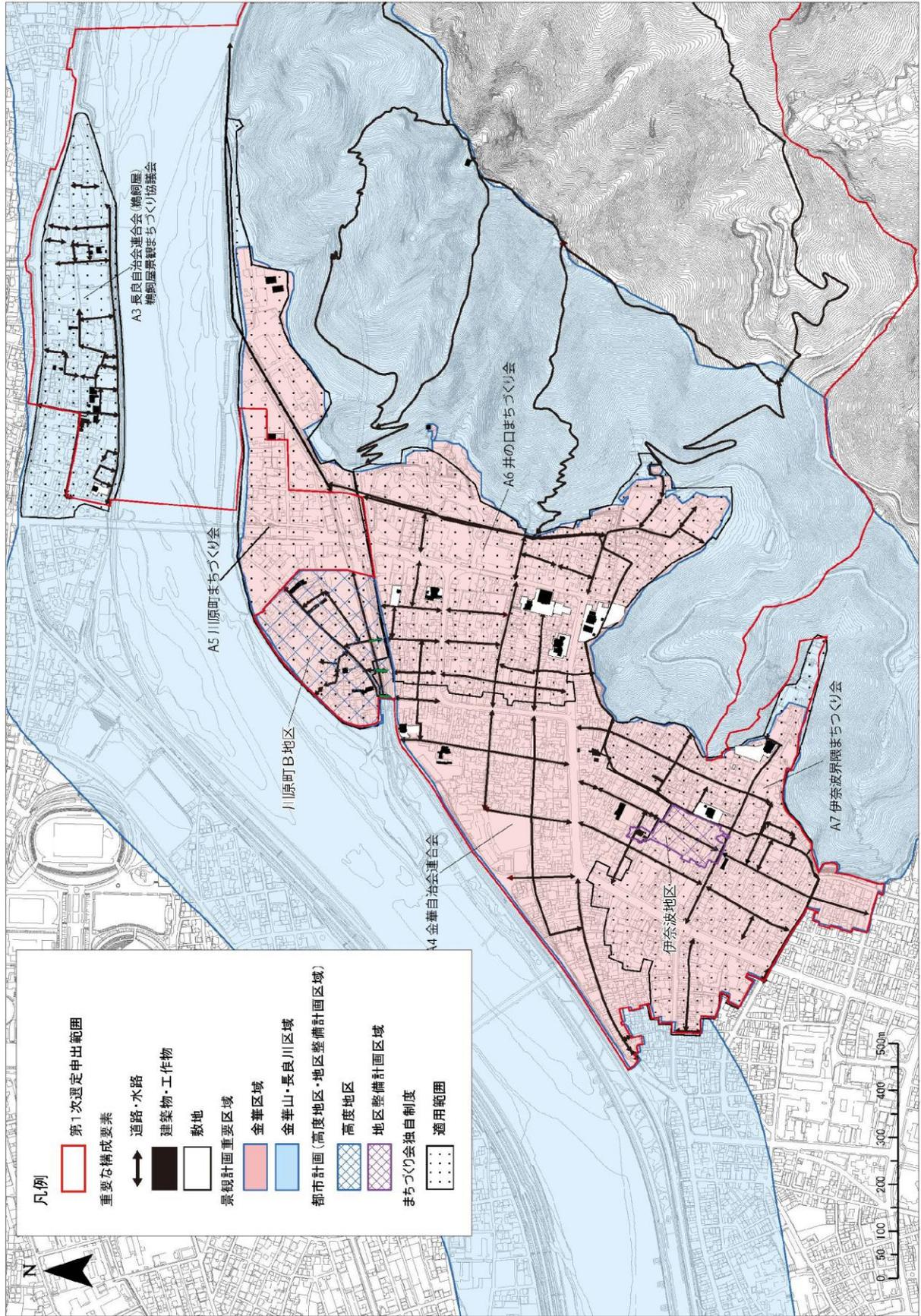
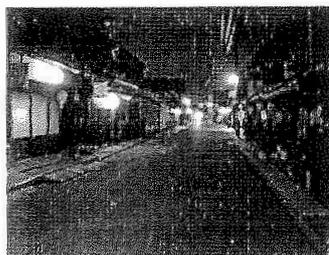
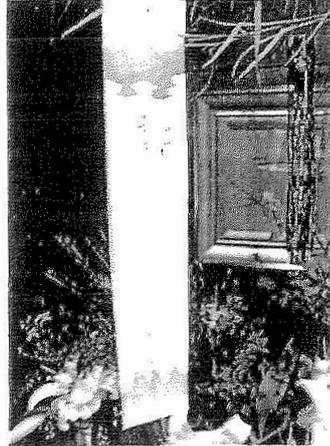
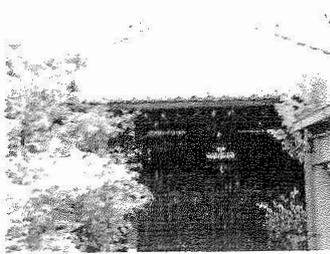
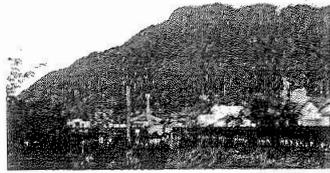
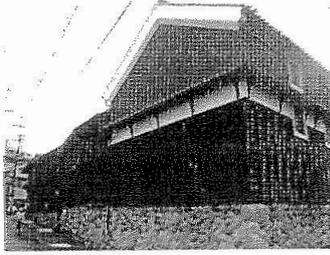


図 5-14 一次選定申出における重要な構成要素と他法令との関係図

【参考資料1】川原町まちづくり協定（平成16年4月施行）

川原町まちづくり協定



湊町・上材木町・御手洗・鏡岩自治会
玉井町自治会
元浜町自治会
川畔町自治会
川原町まちづくり会

2004年4月

「川原町まちづくり協定」の趣旨について

■ この協定のねらい

川原町（湊町、玉井町、元浜町、川畔町の各自治会の範囲）の中でも、長良橋西側の川原町筋（玉井町筋）には、明治時代や古くは江戸時代からの町家が軒や瓦屋根をそろえて立ち並んでいます。

このまちづくり協定の基準の内容は、こうした今も川原町にある家屋群の特徴を考えながらまとめたものですし、これからも守り、さらにより一層良い町並みにしていくために、住民が主体的に作っていくことを目指して提案するものです。

この協定は住民が自主的に決めていくルールですので、法律などによる拘束力はまだありませんが、紳士協定としてこの精神を守って行ければと思っています。家屋の修築などをされる場合にはこの基準を参考にして頂きたいですし、新築や建て替えの場合にも出来る限り配慮して頂きたい事柄です。

住民の合意によるこのまちづくり協定（案）と併せて、岐阜市の側での景観形成のための手続きを進めることができれば、国の「街なみ環境整備事業」等の指定を受けて、建物や公共施設の整備のための補助を受けることができるようにもなります。

■ ここまでの経過

まちづくり会の役員会として、平成15年度は市のまちづくり事業室や岐阜大学などの協力も得て協定案づくりを進めていくこととしました。これまで、金華まちづくり研究会の建築士の方々の案や、平成14年度「まちづくり総合支援事業」でのコンサルタントが作成した案を土台として比較しながら、さらに住民の手作りによる原案の検討とその現地確認を行ってきました。

原案は、地域の範囲、建物の高さや形態、街なみの連続性、空調室外機や広告看板、その他のことについて役員会として検討してまとめたものです。

なお、今回の原案では、玉井町筋（鶉飼乗船所から元浜町の西端まで）の両側で道路に接した部分とその奥行き部分についてのまちなみのルールを検討していますが、今後さらに川原町全体についても検討していくことを視野に入れています。

また、湊町・上材木町・御手洗・鏡岩自治会におきましては、平成13年10月に「湊町・上材木町・御手洗・鏡岩憲章」が作成されていますので、詳細が決定するまではこれを参照していただきたいと考えています。

■ これからの取組みについて

役員会としてまとめたこの原案について、さらにこれから住民の皆さんからご意見を頂いて議論を進め、合意ができるようになれば総会などを開いて「まちづくり協定」として決定したいと考えています。

前 文

私たちの住む川原町は岐阜市を代表する「鶴飼」の遊船乗り場を抱き、長良川のほとり、金華山の麓に位置する中世より川湊として栄えてきたところです。

江戸期には長良川役所が置かれ、紙問屋や材木商などが軒を連ねていた名残を現在の格子のある町家などに留めています。ここでは脈々と伝えられてきた歴史と文化が息づき、守られてきました。また川の匂いを感じ、山の緑を常に仰ぎ見るなど豊かな自然をも享受して参りました。

この育まれた歴史と文化を大事にし、大いなる長良川との共生に心を砕き、更には町並みの景観を継承するなど心掛けて、これからもより心地よく、安心して、また心躍らせて暮らせる魅力ある川原町にしたいと考えます。

そのため、ここに「まちづくり協定」を定め、心を一つにして、更なるまちづくりを進めて参ります。

平成16年4月22日

まちづくりの方針

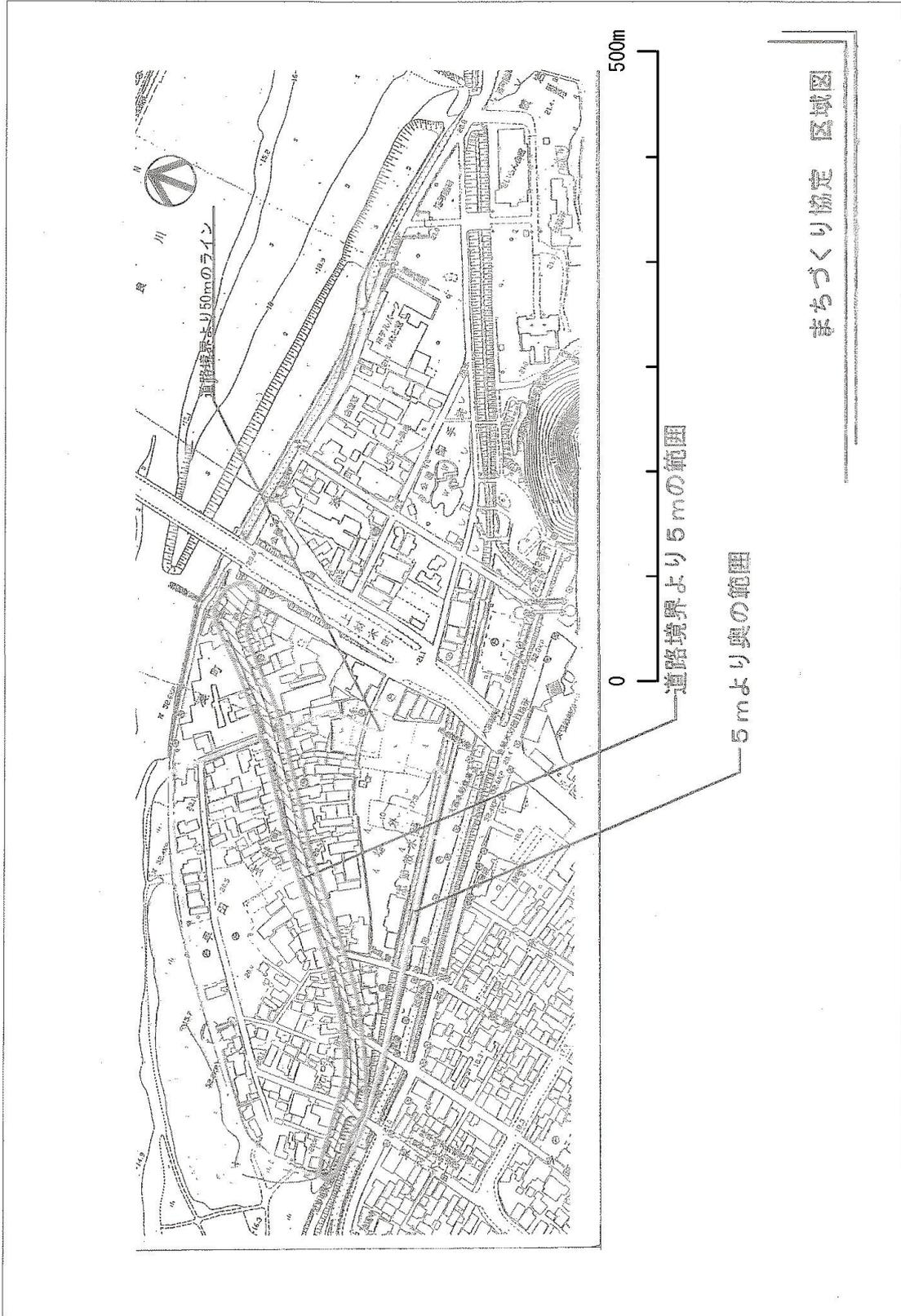
- ・安全で暮らしやすい住環境づくり。
- ・住民相互の連携のもとで、平穏で温かいまちづくり。
- ・自然環境と文化の調和がとれた住環境とまちなみ景観の保持。
- ・伝統的な町並み景観を活かした、歴史と文化の感じられるまちづくり。
- ・災害に強いまちづくり。

テーマ

- ・歴史ある町家の持つ良さを活かしつつ、社会の発展に応じた利便性を享受し、高齢者でも安心して住み続けられるような住宅と、それを取り巻く環境を整えます。
- ・本来このまちが持っていたいろいろな世代が住み、働き、お互いのぬくもりを感じながら未来に向かっていきいきと暮らす～自立するコミュニティー～を再構築します。
- ・金華山や長良川のもとで育まれてきた暮らしや産業の持つ価値を再発見し、次世代へつなぐ取り組みを進めます。
- ・玉井町筋の情緒あるまちなみや長良川沿いの水辺の風景が歩く人に川原町地区の良さを感じさせるような快適で安全な交通空間を整えていきます。
- ・水防、防火、防犯に積極的に取り組むことにより、不安を回避し、安心して暮らせるまちを整備します。

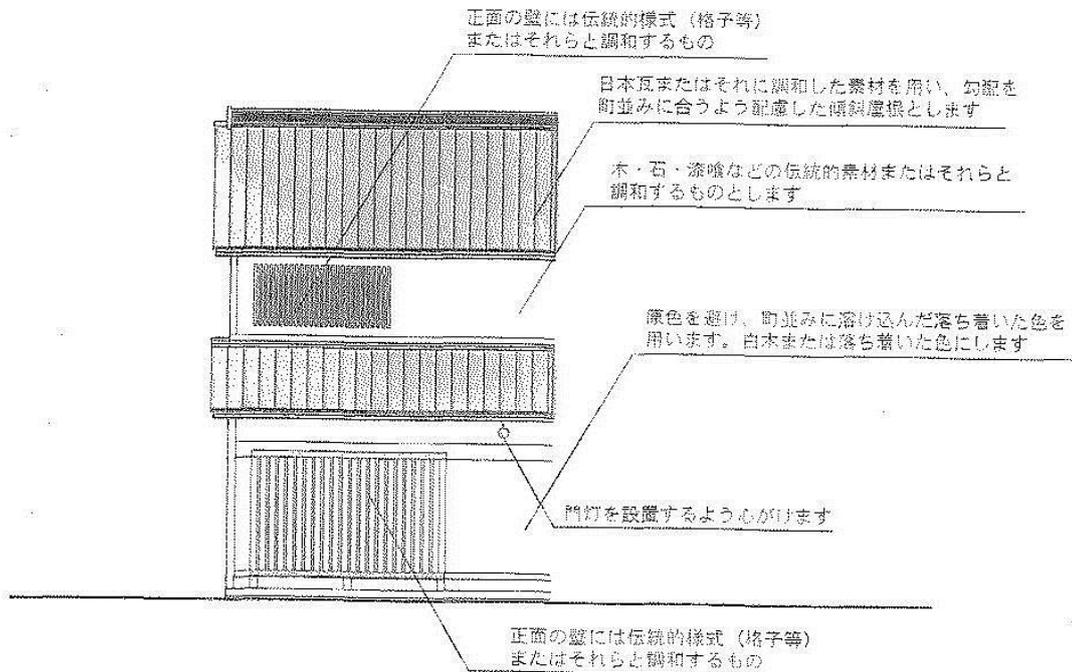
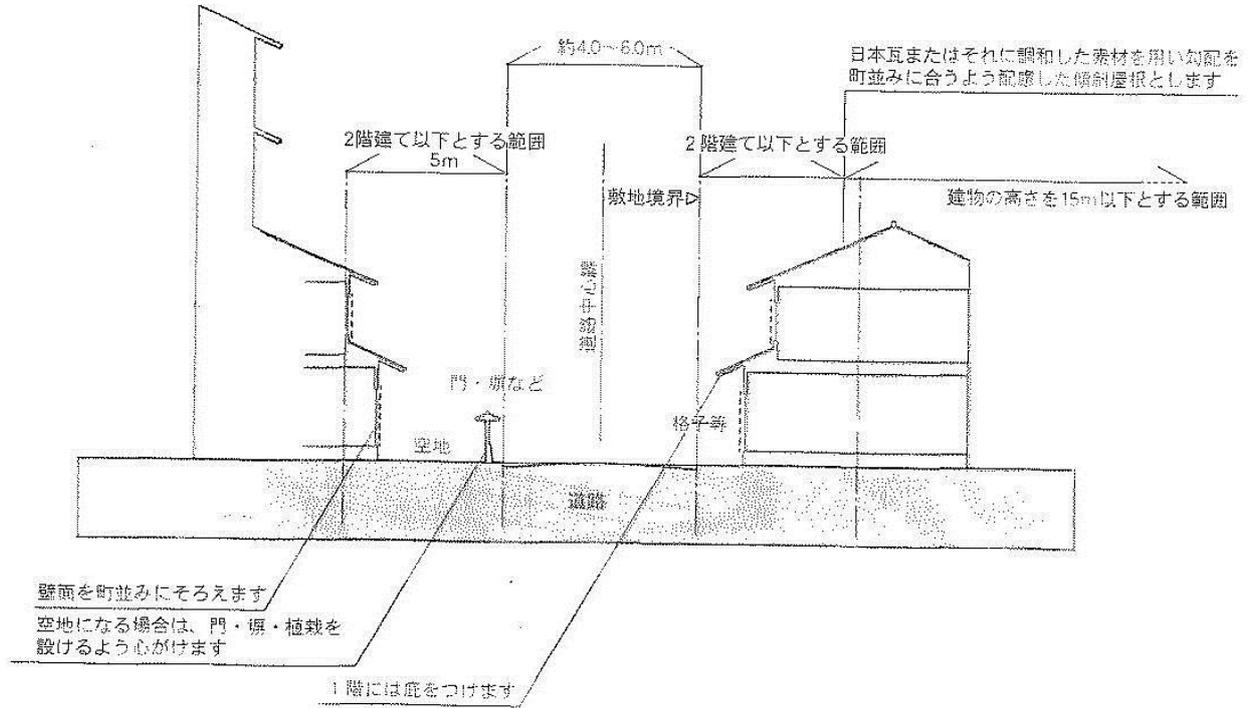
川原町まちづくり協定細則

地区の範囲	湊町、玉井町、元浜町地内で、川原町筋の鶴飼乗船所から元浜町西端までとします。	
建物の高さ	道路に立って見た目線から、町並みの景観が揃って見えるように、道路境界から5mまでは2階建て以下とします。 川原町一帯から、美しい金華山と長良川の眺望が保たれるように、それより奥の範囲も高さを15m以下にします。	
屋根	勾配・材料	日本瓦またはそれに調和した素材を用い、勾配を町並みに合うよう配慮した傾斜屋根とします。
	庇	1階には庇をつけます。
	門灯	町並みに合った門灯を設置するよう心がけます。
正面の壁	位置	壁面を町並みにそろえます。
	材料	木・石・漆喰などの伝統的素材またはそれらと調和するものとします。
	色彩	原色を避け、町並みに溶け込んだ落ち着いた色を用います。白木または落ち着いた色にします。
	デザイン	伝統的様式(格子等)またはそれらと調和するものとします。
側壁	隣地が道路や空き地となっており、建物の側壁が見える場合には、漆喰・石・木などの伝統的素材またはそれらと調和するものとします。 やむをえず金属板などで壁面を覆う際にも、黒漆喰や白漆喰に準じる色調とします。	
町並みの連続性を保ちます。	セットバック・駐車場・空地になる場合は、門・塀・植栽を設けるよう心がけます。	
空調室外機	建物前面には設置しないようにします。やむを得ず設置する場合は木格子等で覆います。	
広告看板	道路面に自家用看板を設ける場合は、町並みにふさわしいものにします。原色系の電飾看板は避けます。	
自動販売機	設置する場合は、町並みにあったものにするよう配慮します。	



※一部加筆

【基準内容のイメージ図】



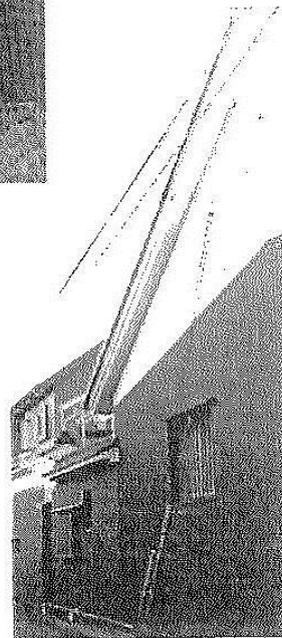
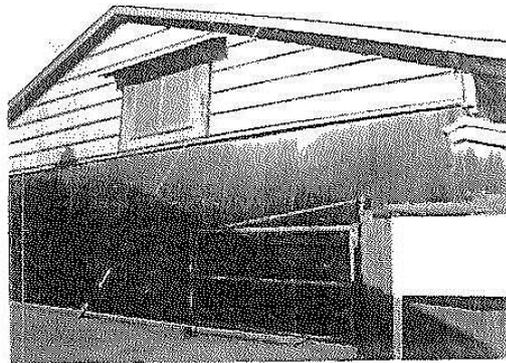
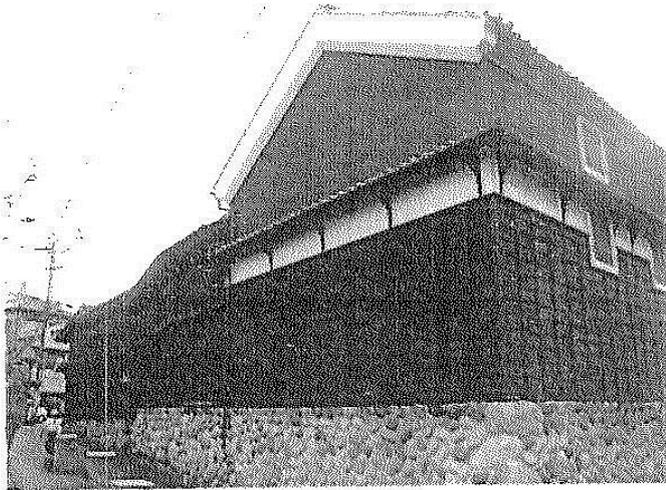
【まちづくり協定の基準内容】

屋根	勾配 材 料	日本瓦またはそれに調和した素材を用い、勾配を町並みに合うよう配慮した傾斜屋根とします。
	庇	1階には庇をつけます。
	門 灯	町並みに合った門灯を設置するよう心がけます。
正面の壁	位 置	壁面を町並みにそろえます。
	材 料	木・石・漆喰などの伝統的素材またはそれらと調和するものとします。
	色 彩	原色は避け、町並みに溶け込んだ落ち着いた色を用います。白木または落ち着いた色にします。
	デザイン	伝統的様式(格子等)またはそれらと調和するものとします。



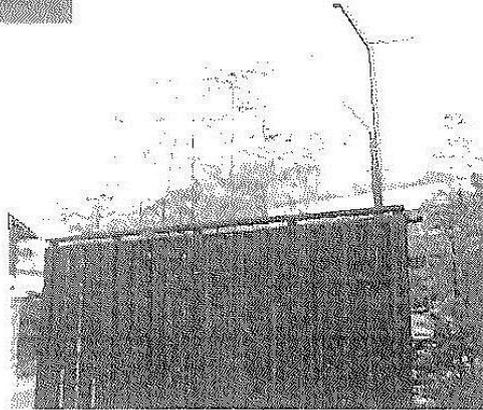
【まちづくり協定の基準内容】

側 壁	<p>隣地が道路や空き地となっており、建物の側壁が見える場合には、漆喰・石・木などの伝統的素材またはそれらと調和するものとします。</p> <p>やむをえず金属板などで壁面を覆う際にも、黒漆喰や白漆喰に準じる色調とします。</p>
-----	---



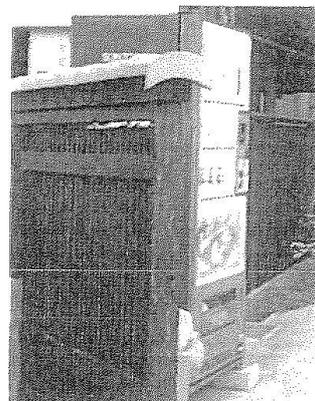
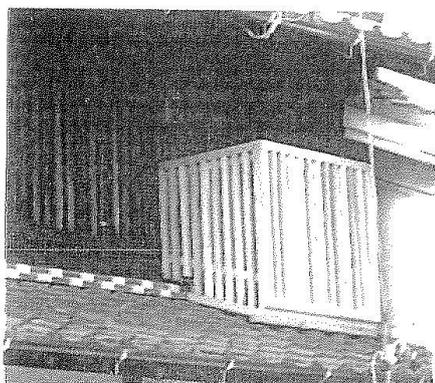
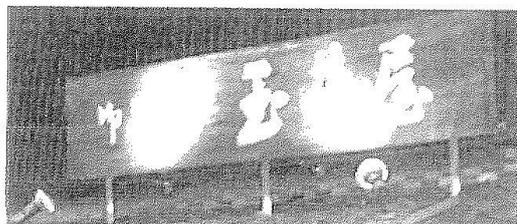
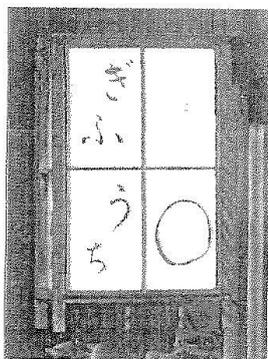
【まちづくり協定の基準内容】

<p>町並みの連続性を保ちます。</p>	<p>セットバック・駐車場・空地になる場合は、門・塀・植栽を設けるよう心がけます。</p>
----------------------	---



【まちづくり協定の基準内容】

空調室外機	建物前面には設置しないようにします。やむを得ず設置する場合は木格子等で覆います。
広告看板	道路面に自家用看板を設ける場合は、町並みにふさわしいものにします。原色系の電飾看板は避けます。
自動販売機	設置する場合は、町並みにあったものにするよう配慮します。



伊奈波界限まちづくり協定

伊奈波通1丁目自治会
伊奈波通2丁目自治会
伊奈波通3丁目自治会
末広町南組自治会
末広町北組自治会
末広町西組自治会
万力町自治会
新桜町自治会
米屋町自治会
白木町自治会
中竹屋町自治会
大和町自治会
松屋町自治会
栄扇町自治会
矢島町1丁目上組自治会
矢島町1丁目中組自治会
矢島町1丁目下組自治会
矢島町2丁目自治会
木造町東組自治会
木造町西組自治会

伊奈波界限まちづくり会

2005年7月24日締結
2005年7月24日施行

伊奈波界限まちづくり審議会事務局（伊奈波界限まちづくり会事務局内）

前文

私たちが住む伊奈波界限は、齋藤道三・織田信長の時代から伊奈波神社の門前町として栄え始め、江戸・明治・大正・昭和と時代を経るなかで、独自の歴史や文化を積み重ねてきました。その名残りは、いまでもなお、歴史的な景観や祭りなどの行事に色濃く残っています。

また、ここ伊奈波界限は、金華山のふもとに位置することから、自然が身近に感じられるまちでもあります。花や緑に囲まれた生活は、都心にあることを忘れさせるほどです。

このような歴史的・文化的な資源や自然環境に恵まれた伊奈波界限はわたしたちの生活に潤いを与えてきました。この界限に暮らすことをわたしたちは誇りに思い、ここでの落ち着いた、風情ある暮らしはわたしたちに安全と安心を与えてくれます。また、来訪者にも憩いの空間を提供しています。

私たちは、この誇るべき伊奈波界限を子々孫々にまで伝えていきたいと思えます。そのために、ここに「伊奈波界限まちづくり協定」を定め、これからも互いに協力し、話し合いながらまちづくりを進めて参ります。

本文

はじめに 旧岐阜町の歴史の中心として発展してきた伊奈波神社界隈において、地域を愛し、その活力を取り戻すために、地域の自然・まち・文化を守り、景観環境を活かした新たな発展と地域の活性のために、地区計画をめざして、ここに住む私たちみんなで作る「まちづくり協定」の遵守と育成を実現していくものです。

基本方針 (1) 伊奈波界隈の自然環境と、そこに伝わる歴史・文化を継承します。
 (2) 伊奈波界隈に住む私たちが誇りを感じ、界隈への来訪者にとっても魅力ある景観を形成します。
 (3) 安全で安心して暮らすことのできる住環境を創り出します。

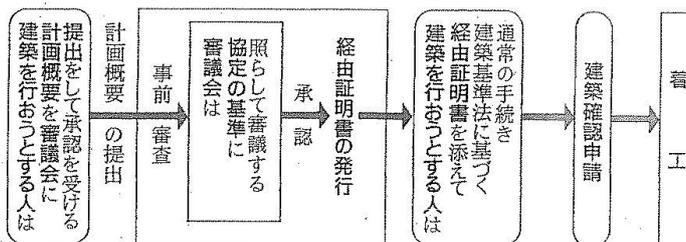
テーマ (1) 四季を感じられる花と緑のあふれるまちづくり。
 (2) 人情味あふれ、自然景観と調和した落ち着いた雰囲気のある昭和の原風景を残したまちづくり。
 (3) 祭り文化を活かしたまちづくり。

区域 伊奈波通1丁目、2丁目、3丁目、末広町南組・北組・西組、万力町、新桜町、米屋町、白木町、中竹屋町、松屋町、矢島町1丁目上組・中組・下組、2丁目、木造町東組・西組、栄扇町、大和町

運営組織 地域の運営に関する事項を処理するために、「伊奈波界隈まちづくり審議会」(以下審議会)を設置します。

運用 地域内において、建築物等の新築および建築物の外観・扉に関する増改築の行為を行おうとする人は、その行為の計画概要を「伊奈波界隈まちづくり審議会」に届け出て、事前審査を受けます。
 [審議会の仕組み] 審議会は、界隈に住む住民で組織し、関係機関や学識経験者と綿密な連携のもとに目的の達成に努めます。なお、審議会の運営基準は別途定めます。

[審議会の流れ図]



整備計画 用途の制限 (1) 風俗営業およびこれに類するもの。
 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、低照度の飲食店、麻雀屋、パチンコ店、スロットルマシーン、テレビゲーム店など、その他これらに類するもの。
 (2) 風俗営業法による宿泊休憩施設および物品販売業。
 ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップなど、その他これに類するもの。
 (3) 建築基準法によるボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場。
 (4) 建築基準法による工場および倉庫業を含む倉庫等をつくりません。

高さの制限 敷地地盤面からの建物の高さは、20m(6階建程度)以下とします。

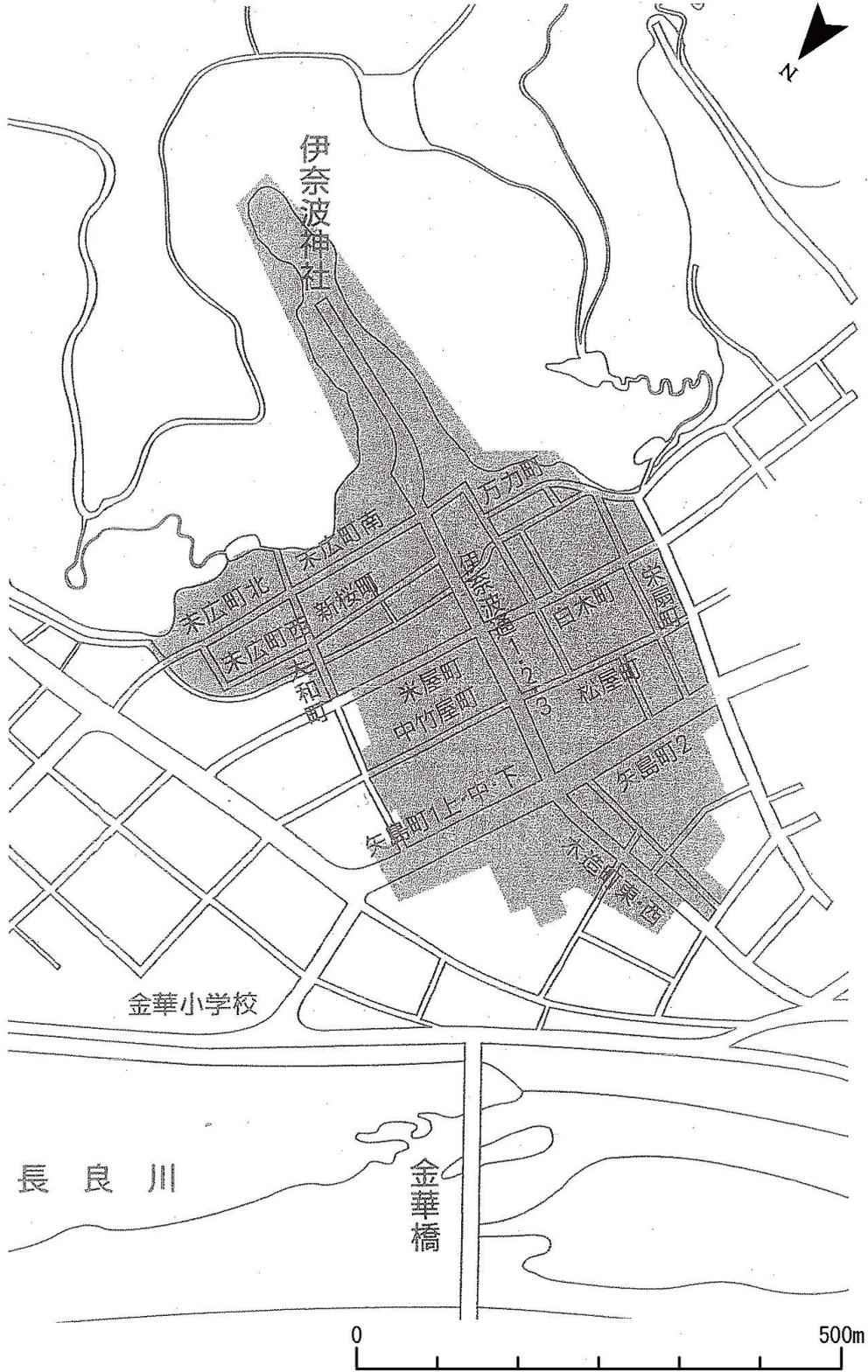
形態と意匠 (1) 建築物の外壁の色は、界隈の基本的な色調と調和し、屋根は、景観に相応しいものとし、できる限り日本瓦葺調を望みます。
 (2) 建築物の外観は、町並みとの調和に配慮します。
 (3) 垣とは、生垣、板垣、竹垣、土塀、石積をさし、防災および景観上好ましくないものはつくりません。

緑化 (1) 敷地内はもちろん界隈の桜や樹木の保存・育成・管理に努めます。
 (2) 建築物の周囲および駐車場、空き地の道路側の緑化に努め、潤いある空間づくりを進めます。

屋外広告物 (1) 自家用のみとし、独立広告物や有害看板等は禁止します。
 (2) 外壁面からの袖看板は、側溝の上にはみださないものにします。
 (3) 看板の色は、原色に近いようなきついものは設置しません。

附則 本協定は、平成17年7月24日より施行する。

協定区域概略図



※一部加筆

■伊奈波界限まちづくり協定による審議会運営基準

1. 本協定の適切な運用を図るため、「伊奈波界限まちづくり審議会」を設置する。
(以下審議会という)
 - ①審議会委員は、自治会連合会長と連合会推薦自治会長、当該自治会長、伊奈波界限まちづくり会の推薦する者で構成する。
 - ②審議会は、委員の互選により会長を選任し、伊奈波界限まちづくり会の会長が招集し、座長を務める。
2. 「審議会」は、次の事項を管掌する。
 - ①本協定の適用区域の決定、変更。
 - ②本区域において建築物等の新築および建築物等の外観・塀に関する増改築行為に関する事前協議および審査する。
 - ③審議会の運営については、伊奈波界限まちづくり会会則に沿って行う。
3. 審議会は、必要に応じて学識経験者・公共団体等関係機関の出席を求め、専門的・技術的意見を聞くことができる。
4. 岐阜市アドバイザー制度により、伊奈波界限まちづくり会のアドバイザーとして岐阜大学地域科学部・山崎仁朗助教授を総会に置いて承認。

【参考資料3】鵜飼屋地区景観協定（平成15年12月施行）

鵜飼屋地区景観協定

1. 協定の目的

長良川右岸にある鵜飼屋地区は、長良川と金華山の自然景観に恵まれ、それと河畔のまちなみが一体となって織りなす景観は、伝統的な鵜飼の営みと調和する、岐阜市を代表する優れた景勝地となっている。また、堤外という特殊な立地であり、歴史的に川と深く関わって発展してきた地区である。

本協定は、鵜飼屋地区の関係者（鵜飼屋景観まちづくり協議会会員及び地区内関係者）の景観まちづくりに対する意思統一を図り、地区の自然、歴史・文化や観光を大切に、鵜飼屋地区をさらに魅力的なまちにするため、景観まちづくりに関わる取り決めを定めるものである。

2. まちづくりの基本方針

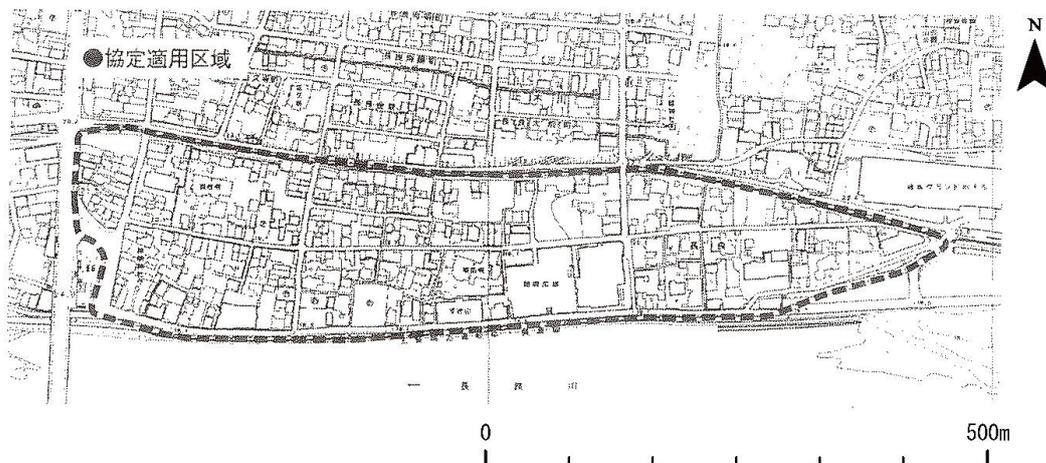
- (1)長良川・金華山の自然景観と伝統的な鵜飼をはじめとする歴史・文化を継承する。
- (2)鵜飼屋地区に住む人が誇りを感じ、地区を訪れる人にとっても魅力あるまちなみ景観を形成する。
- (3)安全で暮らしやすい住環境を創出する。
- (4)地域特性を生かして、広域的な集客交流拠点としての吸引力を高める。

3. まちなみ・まちづくりのテーマ

- (1)印象的で季節感のある花と緑のあふれるまちに
- (2)美しく、落ち着いた雰囲気のあるまちなみに
- (3)長良川・金華山等の自然景観と調和したまちに
- (4)長良川の川文化を生かしたまちに

4. 協定適用区域

本協定の適用区域は、以下に示す区域とする。



※一部加筆

5. 景観協定の運営組織

協定の運営に関する事項を処理するために、「景観協定運営委員会」を設置する。

6. 建築行為等の届出および事前協議

協定適用区域において以下に掲げる行為を行おうとする者は、その行為の計画概要を「景観協定運営委員会」に届け出て、事前協議・調整を行うものとする。（別図参照）

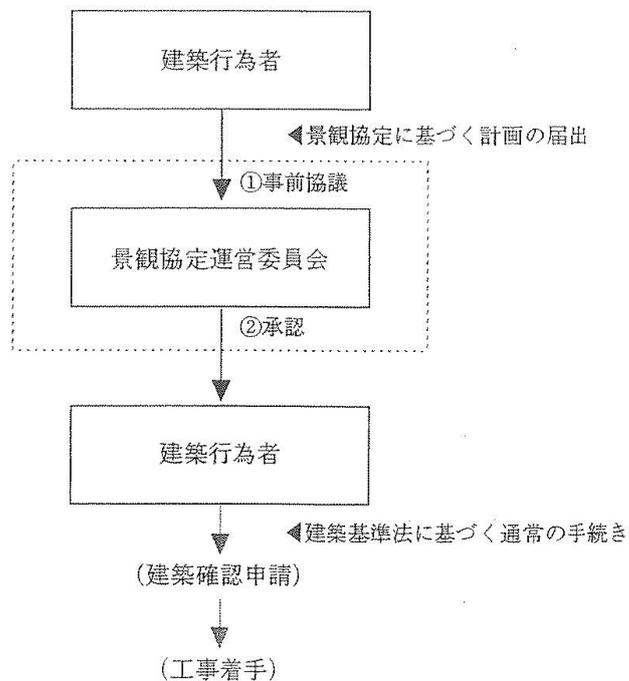
また、「景観協定運営委員会」は事前協議等に関し、必要に応じて公共団体等関係機関との連絡・調整を行うものとする。

- (1)建築物等の新築・増改築
- (2)建築物等の改修・改装

7. 協定の期間

本協定の期間は10年とし、その時点で継続、見直しを改めて協議する。

●別図



●協定のイメージ

建築物の高さ

・対岸や長良橋からの眺望景観に配慮して、建築物の高さは20m以下とする。
 ・鶺鴒の里周辺（中鶺鴒）については、伝統的環境を損なわないよう、建築物の高さを10m以下とする。

建築物の配置

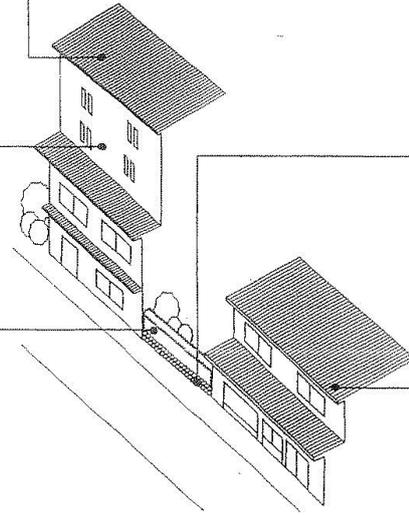
・新道に面する建築物は、道路から後退させるなどゆとりある道路環境とするよう配慮する。
 ・地区内道路に面する建築物の3階以上の部分が道路に圧迫感を与えないよう配慮する。

緑化

・建築物の周囲及び駐車場、空き地の接道部分は、花や緑を取り入れ、うるおいある空間づくりをはかる。
 ・敷地の緑化（立体・屋上緑化等含）をはかる。
 ・河畔に面する空地には高木の植栽に努める。

その他

・鶺鴒の実施時間帯は、長良川に面する窓は、減光、遮光に努めるとともに、広告物の照明は消灯に努める。



色彩・仕上げ

・建築物等の色彩は、周辺環境と調和する落ち着いたものとし、原色や彩度・明度の高いものは避ける。
 ・外観の仕上げは、周辺と調和する落ち着いたものとする。

玉石積み等

・新たに土地の造成及び建築行為等を行う場合、建物等の周囲に玉石積みのデザインを取り入れるなどの工夫をはかる。
 ・長良川沿いの大玉石積みは地区を代表する景観要素とし保存・継承に努める。

建物の形状

・建築物の屋根の形状、デザインは周辺と調和するように配慮する。
 ・店舗の外観はまちなみにぎわいづくりに配慮する。

屋外広告物

・自己用以外のものは掲出しない。
 ・建築物の屋根または屋根の上部等には掲出しない。
 ・建築物等の高さ制限を越える位置には掲出しない。

●鵜飼屋地区景観協定細則

建築物等の新築・増改築及び改修・改装に関する整備規準

建築物の高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・対岸や長良橋からの眺望景観に配慮して、建築物の高さは20m以下とする。 ・鵜飼の里周辺（中鵜飼）については、伝統的環境を損なわないよう、建築物の高さは10m以下とする。
建築物の形状	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の屋根の形状、デザインは周辺と調和するように配慮する。 ・店舗の外観はまちなみにぎわいづくりに配慮する。
建築物の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・新道に面する建築物は、道路から後退させるなどゆとりある道路環境とするよう配慮する。 ・地区内道路に面する建築物は、3階以上の部分が道路に圧迫感を与えないよう配慮する。
色彩・仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の色彩は、周辺環境と調和する落ち着いたものとし、原色や彩度・明度の高いものは避ける。 ・外観の仕上げは、周辺と調和する落ち着いたものとする。
玉石積み等	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに土地の造成及び建築行為等を行う場合、建物等の周囲に玉石積みのデザインを取り入れるなどの工夫をはかる。 ・長良川沿いの大玉石積みは地区を代表する景観要素として保存・継承に努める。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の周囲及び駐車場、空き地の接道部分は、花や緑を取り入れ、うるおいある空間づくりをはかる。 ・敷地の緑化（立体・屋上緑化等含）をはかる。 ・河畔に面する空地には高木の植栽に努める。
屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> ・自己用以外のものは掲出しない。 ・建築物の屋根または屋根の上部等には掲出しない。 ・建築物等の高さ制限を越える位置には掲出しない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・鵜飼の実施時間帯は、長良川に面する窓は、減光、遮光に努めるとともに、広告物の照明は消灯に努める。

附則

- 1 本協定は、平成15年12月1日より施行するものとする。
- 2 「景観協定運営委員会」（以下、委員会という。）の委員は、まちづくり協議会の会長、副会長、事務局及び各町内の自治会長を充て、任期を1年とする。ただし、再任を妨げない。補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会には委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によって定めるものとする。委員長は会務を総括して会議の議長となり、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 委員会は必要に応じて公共団体等関係機関の出席を求め、その意見を聴くことができるとともに、専門的・技術的検討を行う機関として下部組織を置くことができる。

建築計画経由証明書

1. 申請者住所氏名

住 所

氏 名

2. 建設場所

岐阜市

上記申請書に係る建築計画は、「鶴飼屋地区景観協定」に適合し、景観協定運営委員会を経由したことを証明します。

平成 年 月 日
経由証明第 号

鶴飼屋景観まちづくり協議会